

内閣委員會議録 第二十二号

昭和三十六年四月七日(金曜日)
午前十時三十二分開議

専門員 安倍 三郎君

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事小笠 公留君 理事草野 一郎平君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

内海 安吉君 大森 玉木君

佐々木義武君 島村 一郎君

藤原 節夫君 保科善四郎君

牧野 寛索君 緒方 孝男君

杉山元治郎君 田口 誠治君

山花 秀雄君

出席國務大臣 西村 直己君

出席政府委員 加藤 陽三君

防衛庁参事官 (長官官房長) 海原 治君

防衛庁参事官 (防衛局長) 小幡 久男君

防衛庁参事官 (教育局長) 小野 裕君

防衛庁参事官 (人事局長) 木村 秀弘君

防衛庁参事官 (経理局長) 塚本 敏夫君

防衛庁参事官 (装備局長) 丸山 信君

防衛庁参事官 (調達局長) 大石 孝章君

防衛庁参事官 (総務局長) 柏原益太郎君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

防衛庁参事官 (総務局長) 小里 玲君

本日の會議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)

○久野委員長 これより會議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前會に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありませんのでこれを許します。緒方孝男君。

○緒方委員 私は今議題となっておりまます防衛二法案について、防衛庁長官並びに調達庁長官に質疑を申し上げたいと思ひますが、その質疑に先立ちまして、今日の朝刊に報道されておる、昨日もラジオその他でもって国民全体に知らされて非常に心配を、かつ悲しんでおります北海道における航空自衛隊のジェット機四機が一時に墜落して多数の犠牲者を出し、このことはまことに今後の防衛の上におきまして、航空技術の上におきまして、またこれを指導する面におきまして非常に大きな問題をばらんとおることではなからうかというふうな考えられますが、御当局の方でもってこれについて詳細なる御報告をお求め申し上げたいと思ひます。私たちがその起こった

原因が一体いづれにあるのか、技術の面にあるのか、いわゆる着陸その他についての指導のよろしきを得なかつたのか、また悪天候を承知の上でもってこういう暴挙を行つたのか、いづれにその原因があるかというところは、將來のこの航空自衛隊のあり方についても究明していかなければならない重大な問題であらうと思ひますので、その点一つ詳細に御報告をお願い申し上げます。

○西村國務大臣 昨日の昼前後におきまして、北海道の第二航空団所屬のF86F昼間ジェット戦闘機訓練中に起きた事故、この点はまことに遺憾に存じております。また昨夜夜半を徹してその後の状況等を詳細に現在聴取中でございます。従ひまして現在までにはわかりました一応の概況を教育局長から詳細に御報告し、その上におきましてさらに私どもの考えなりを御質問によつて申し上げてみたい、こう考えておる次第でございます。

○小幡政府委員 昨夜来入りました情報に基づきまして、まだ確たる結論を見出せない面もございますが、できるだけ詳細に御報告申し上げます。

千歳飛行場の所屬のF86F飛行隊が要撃の訓練をするために三編隊、一編隊が四機編成でございまして、三個編隊が昨日の十一時から十二時にかけまして千歳を飛び上がった。飛び上がるに当たっては大体気象の状況は十分訓練に耐え得る判定のもとに飛び上がつております。

しかるころ、十二時過ぎまして非常に気候が急変いたしました。その急変の状況をタワーから飛行機の方に知らせまして、すぐに着陸せよという指示を出しております。なおその際に十二機上空における関係上、着陸のチャンスが非常に錯綜いたしました。まず第一編隊の四機は着陸いたしました。残りの各機は一回も着陸を試みまして、その上天候がまた非常に悪化して参りましたので、重ねてタワーから三沢の飛行場へも着陸せよという指示を出しております。従ひましてそのうちの四機は三沢飛行場に着陸いたしました。ところが残る四機は、推定でございますが、何回も千歳の飛行場へ着陸したいという意思を持って試みた形跡がございまして、四機のうち二機は最後に三沢に転進いたしました。ついに燃料が切れまして、三沢あるいは下北半島の沖の海上で落下傘によつて出ようとしております。残る二機は苫小牧の東北東で山中に墜落いたしました。その結果、海中に落下傘を降ろした一人は、おきから通り合わせました貨物船に一時は収容されたのでありますが、何せ水温五度という非常に冷たい海中でございます。

収容後間もなく死亡しております。残り一人の海中へ落ちたと想定される者につきましては、現在所在の空、海の航空機を動員いたしまして、きのうに引き続きまして捜索をしております。それから山中に落ちました二機につきましては、遭難現場を確認いたしました。

たしまして、死体は、一体は確認しておりますが、なお一体につきましては現在も捜査中でございます。以上が大体の概要でございます。

○緒方委員 ただいま御報告がございましたが、十二機のジェット機が訓練に出動するにあつた、そのときにおける天候は訓練に耐え得る天候だという御説明でございましたが、これが足のおそいものでありますならば、天候の変化に伴つて捜査がなかなかむずかしかつたとか、帰還をさせることに困難が生じたとかいふことは考えられますが、何をもちまして今日のスピードの上においては、世界の最高峰を行くところのこのジェット機に乗つておる者が、それを収容するのに三時間五時間もかかるというところは、われわれの考えられない一つの状態でございまして、もしお説でありますならば、天候は出発のときには非常に良好であつたが、突風のごとき状態が起つて、こういう状態になつたというふうなことをいしか解釈はできませんが、そういうふうな状態であつたわけですが、その点を御説明をお願いしたいと思います。出

発時の十一時ごろの気象状況では、千五百フィートまでは断雲でございます。四千五百フィート以上は全雲でございます。それから視界は二十マイル、風速は一時二十ないし三十ノット、こういう程度では十分訓練に耐え得るわけでございます。ところが十二時八分ごろになりますと、そのときの気象は

全雲が、前に四千五百フィートだったのが、一千フィートからは全部雲になつておりました。それから視界はわずか二マイルしかございせん。それから風速は二十ないし四十ノット、急変ということがこの二つの比較でおわかりいただけると思います。

○緒方委員 十一時に出発するときの状態と十二時を過ぎたときの状態は、非常に変化をしておつた。変化したからこういう状態になつたわけでしょうが、少なくとも今日は民間の旅行にしても、天気予報を知りながら行動しておるといふ世の中である。まして航空機におきましては、気象の変化ということが常にレーダーの上でキャッチされてこそ、その行動ができるというものが今日の常識ではないだろうかと思ひます。してみますと、一時間後に起こる変化が、今日の日本の航空自衛隊の手によつてはキャッチすることのできないような劣悪な状態であるのかどうか。あえてその危険があるにもかかわらず、かつての神風精神でもって出かけていったのではないかと二つの疑問が、ここに生ずるわけでございますが、その点についての御説明をお願いいたします。

○小幡政府委員 この気象につきましては、北海道方面は御承知のように非常に急変するのでございますが、一時間前の気象でも、どの局地にどういふことが起こるかというようなことは、なかなか判定しにくい場合がございまして、従いまして刻々に気象というものを判定しながら航行いたしておるわけでありまして、先ほど十二時ごろの気象は非常に悪くて、このような気象条件のもとに出発するのは神風精神ではな

いかという御質問がございましたが、ジェット機は相当気象には耐え得る面もございまして、御承知のように最後の場合は誘導によつて飛行場に着陸し得るというふうになつております。天候が悪くて視界がきかぬ場合は、視界を計器ではかりまして着陸するといふふうになつております。その着陸し得る気象上の限度というものは、雲の高さが三百フィート、それから視界が一五マイル以上ありますれば、ジェット機は飛行場に誘導によつて着陸し得るというところまでジェット機の性能は上がつておるのでございまして、大体出発時の状況から考えまして、まず大丈夫であらうという判定をしておつたものと推定をしております。

○緒方委員 その優秀な誘導着陸のできるような装置を有しながら事故を起こしたというところに、われわれはあなたにお聞きしなければならぬ根拠がある。それだけの優秀な性能を備えておる飛行機であり、かつまた誘導装置も有しながら、それですら着陸できなかったという大きな困難があつたということは、想像に絶さないいわゆる技術的に行なつておつたのではないかとすることは、この事実の中から判明してくるわけでありまして、その点が私はどうも御説明では納得のいきかねる面でございます。

○小幡政府委員 その点につきましては非常に気象が断続しておりました。たとえ第一回に着きました四機のうちの二機は千歳に着きました、十二時三十八分という時刻に着いております。それから第二回に着きました二機は十三時十一分という時刻に着いて

おります。この間相当の時間がございまして、これは気象条件が非常に断続しておりました。ある場合には視界がゼロになつたというふうな時間もある中におつたやうでございまして、非常に刻々に変化します。しかも非常に悪い期間には、上空におりましたも、千歳におりるわけにいかなくなつたといふことは十分推察されます。

○緒方委員 私は技術家でないから、その着陸を必要とするような状態が起つた後のことは、一々どうであらう、こうであらうと申し上げるだけの資格も力もありませんが、少なくともこの天候の変化というものは、その地点に突発的に起こるはずのものではないと思ひます。北からなり南からなり西からなり東からなり、いずれの側からかやはり押し寄せてくるのが天候の移動の状態であらうと思ひます。今日起こつたことにおける天候の急変というが、その速度が多少速かつたかおそれかつかたかということに帰するのではなかつたかかと私は思ふのであります。そういう悪天候の移動の状態が、今日の航空自衛隊のレーダーの手によつては把握することのできない状態かどうかという点を私はお聞き申し上げたい。

○小幡政府委員 気象班につきましては、航空自衛隊におきましても保安管制気象班というものを別に設けておまして、各基地ごとと気象隊を配置しておりまして、これが運輸省系統の気象庁と緊密な連絡を保ちまして、一定の時間をおきまして、基地から航空気象を流しておるのでございまして、これを一緒に相共同いたしまして、刻々に流

してある気象の報告事項は、日本の今の気象把握の能力としましては、それ以上は望めないという程度に努力しておるつもりであります。なお北海道方面は非常に気象の変化が急でございまして、内地では想像できないような気象条件にあるように聞いておりますが、おそろく当日も最も悪い条件であつたのではないかと考えております。もちろん全体の大きな気象の流れは、午前

三時、あるいは午前六時というふうによく研究いたしまして、全体のことを頭に入れて、さらに一時間おきとか三十分おきというふうな刻々の気象の変化も地上から流して、全体と区分と両方、からませて頭に持ちながら飛んでおることは事実でございます。今度の事件はそういう処置をとつたにもかかわらず、異常な気象の変化によつたものではなかつたかというふうな推察しておる次第であります。

○緒方委員 一つの風の動きを見ながら飛ばなければならぬ、一つの雲の動きを見ながら作業をしなければならぬ航空界において、今教育局長の言われるように、ラジオの天気予報を知る程度の常識の上において、今日の航空技術が指導することができるといふこととは、怪しまなければならぬ問題ではないかと思ひます。北海道は気候の変化が激しいところですから、やむを得なかつたと言われるのであれば、今後は北海道でいつこういふ事態が起らないとも限らないといふことを示唆しておると同じだと私は思ふ。気象の急変のあるところはあるところに即応した把握技術が必要ではなかつたか。そういうものに対して、

今日までおろそかにしておつたのか、できないというのか、その点をばつきりしていただきたい。

○小幡政府委員 先ほども申しましたように、決して一般の気象の見地から気象調査はおろそかにしておりません。北海道では特に全体の天気図はもとより、一時間あるいは三十分ごとの気象状況を察知いたしまして、それを図に書き込みまして、気象の変化の速さも操縦士にお知らせする仕方で地上から知らせております。従いましてそういう処置はつと一般のラジオなんかよりは的確で、また時間も非常に仕切りが短く報告しておりますので、刻々の気象の変化は絶えず操縦士の頭に入つておるといふふうな考えております。

○緒方委員 今は少なくとも何万キロ向こうにおける隕石の作用であらうと、針の落ちる作用であらうと、キャッチしなければならぬといふふうなレーダー戦法が用いられておる時代でございます。そういう時代の中において、少なくとも一時間後に起こることの気象の変化というものがキャッチできないといふようなことであつては、今日日本の少なくとも変化の多い北海道を、訓練の場にしておいてもらつては困ると思ふのです。そういうことがもし原因であるとすれば……むしろ起こつてきた原因はそこではないのではないかと。十分な誘導装置を持つておるから、視界が見えなくても着陸できる能力を持つておるから、これくらいな天候では大丈夫だといふ思い上がりな訓練が、この惨事を引き起こしたと私は考えなければならぬ。技術の範囲を超越した訓練が、こういう不祥事

を生ぜしめたのではないかということ
を考えなければならぬと思ひます
が、その点の御見解を承っておき
たい。

○小幡政府委員 航空事故につきま
しては年々非常に苦勞しておりま
して、安全対策につきましては特に重点を置
いております。そのために、いろいろ
氣象条件を軽く見て、思ひ上がつてや
るというような心境はございませ
ん。従ひまして今度の事件でも変化したと
たんに、地上からはすぐ着陸せよ、も
し千歳に着陸不能な場合には、代替飛
行場の三沢に行けということをしち
早く流しております。これは地上と操縦
士一体となりまして、いかにして安全
に訓練をやるかということについて
は、常に力を合せてやっております
こととございまして、決してそうい
う思ひ上がったというような氣持で訓
練はやっておりません。

○石橋(政)委員 関連してちよつと質
問いたしたいと思ひます。非常に大切
な貴重な人命を失つたという点、それ
から貴重な高価な国民の財産を一挙に
たぐさん失つたという点、どちらの面
から見ても重大な問題だと思ひます。
大臣初め当局の皆さん方も、事の重大
さは十分に御承知だと思ひますが、こ
ういふことを二度と繰り返さないた
めにも、原因を明らかにされなくてはな
らないと思ひます。現在このよう
な事故がなぜ起きたかということ
を、いくつ場合に、私は三つの立場から究
明するべきではないかと思ひますが、
もしこれにつけ加えるものがあつたら
お教を願ひたいわけですが、

一つは飛行機の性能、構造上の何ら
かの欠陥があつたのかどうかというこ
と、もう一つは氣象上の、特に氣象情
報の取り扱い上のミスが、地上にお
る側か、あるいは空中で受ける側か
として、どちらかの側にあつたので
はないか、これが一つだと思ひま
す。もう一つは技術上の欠陥、特にパ
イロットの操縦上の訓練不足とい
います。未熟さというものが原因があ
つたか、未熟さというものが原因があ
つたか、あるいはこれはこれと関連し
たかどうか。あるいはこれはこれと関連
して、技術上と直接関連はないと思ひ
ます。すけれども、編隊指揮といひま
すけれども、そういう面における欠陥、未熟さが
あつたのではないか、こういうところ
に原因はたどられていかなうかはな
らぬ。そこではなかつたと思ひます。
そこで私の今急に思ひつく範圍でお
尋ねをしてみたいと思ひます。ご
さいますけれども、まず第一番目の飛行機
の構造、性能の問題でございませ
ん。F86Fは全天候性でございませ
ん。もちろんこういふ悪天候の中にお
いて、明確な射撃などは不可能な
のでございませぬ。しかし空を飛ぶ
こと、あるいは離着陸ということ
においては、かりにこのような天候
にあつてもF86Fにおいては、十分
に可能な能力を持っておりますもの
か、また全天候性のF86Dの場合
はどうなのか、この辺の御説明から
まずお伺ひしたいと思ひます。

○小幡政府委員 F86Fは御指摘のよ
うに全天候性ではありませんが、その性
能から見まして、雲中の計器飛行はも
ちろんできますし、視野がほとんどな
いような場合でも、GCAによつて着
陸できるということは御承知の通り
と思ひます。先ほど申しましたよう
にGCAの着陸のミニマムが雲高三
百フィート、視野は一・五マイルあ
れば、

と、もう一つは氣象上の、特に氣象情
報の取り扱い上のミスが、地上にお
る側か、あるいは空中で受ける側か
として、どちらかの側にあつたので
はないか、これが一つだと思ひま
す。もう一つは技術上の欠陥、特にパ
イロットの操縦上の訓練不足とい
います。未熟さというものが原因があ
つたか、未熟さというものが原因があ
つたか、あるいはこれはこれと関連し
たかどうか。あるいはこれはこれと関連
して、技術上と直接関連はないと思ひ
ます。すけれども、編隊指揮といひま
すけれども、そういう面における欠陥、未熟さが
あつたのではないか、こういうところ
に原因はたどられていかなうかはな
らぬ。そこではなかつたと思ひます。
そこで私の今急に思ひつく範圍でお
尋ねをしてみたいと思ひます。ご
さいますけれども、まず第一番目の飛行機
の構造、性能の問題でございませ
ん。F86Fは全天候性でございませ
ん。もちろんこういふ悪天候の中にお
いて、明確な射撃などは不可能な
のでございませぬ。しかし空を飛ぶ
こと、あるいは離着陸ということ
においては、かりにこのような天候
にあつてもF86Fにおいては、十分
に可能な能力を持っておりますもの
か、また全天候性のF86Dの場合
はどうなのか、この辺の御説明から
まずお伺ひしたいと思ひます。

○小幡政府委員 今手元に國產から米國
供与かという資料はございませぬが、
本件に関する限りは國產から供与かにつ
いては、事故の原因はなかつたろうと
推定しております。

○石橋(政)委員 推定されても始ま
らないのであつて、やはりこれは飛行機
の性能、構造というものの関連がある
わけですから、特に國產の分は新しい
という有利な点がある。しかし技術的
に未熟な面があるおそれもある。米軍
の分は今度は古いという心配がある。
これはまず第一に十分に考へてみなく
ちやならない点なんですから、至急お
調べを願ひたいと思ひます。

○小幡政府委員 至急調べましてお答
えいたしますが、過去の実績からい
ますと、國產の分と供与の分の事故
比率は、大体相似た比率になってお
ります。本件の場合にはどうかという問題
については、さらに本件の特殊性を考
へ合せてなお検討する問題があるか
もしれませんが、その点は調べたいと
思ひます。

○石橋(政)委員 それではこのよう
な条件のもとにおいては、飛行機の性能
としては十分に航空にも耐え得るし、
離着陸にも耐え得る、こういうお話で
ございませぬ。そうしますと本来そうい
うふうな性能は持つておるはずだとい
うことですが、ここに十二機の飛行機
が飛んでおるわけですから、そのうちで
一個編隊だけが事故を起こしているとい
うところに思ひ至らなかつたやうな
こと。そこで私お尋ねするのですが、こ
の十二機の飛行機、各編隊別に事故の
あつた分、なかつた分、全部これは國
產の分ですか。あるいは米軍から供与
された分ですか。そのところの区別
があるのかどうか、この点をお尋ね
いたします。

○小幡政府委員 訓練は、われわれの
方では要緊訓練と申しおりました。四
機編隊が空中に上がりまして、各編隊
が二機ずつ敵味方に分かれまして、空
中でお互いに攻撃、防衛の訓練をする
ものであります。

○石橋(政)委員 そうすると、この十
二機三個編隊の空間において占めてお
る端から端までの大体の距離、あるい
は近いものの距離、一体どの程度の距
離を保つてこの訓練が行なわれてお
つたのか。特に私が必要とするのは、十
二時半ごろですか、どうも氣象条件が
悪いから直ちに三沢に帰れという指令
を地上から出した。その時点において
空中においてその情報を受け取つたと
きに、一体どの程度の間隔が十二機の
間にあつたのか、編隊の間隔があつた
のか、この点を一つお教を願ひたいと思
ひます。

○小幡政府委員 高度は約一万フイ
ト程度であります。間隔は今のところ
はつきりした数字を持つておりませ
んの。

○石橋(政)委員 大切なことを一つも
調べていないじゃございませぬか。こ
れでは事の重大性を認識しておると思
へませぬです。なぜ私がこの問題は
大切かということ、三個編隊のうち
二個編隊は帰つておるという事実で
す。一個編隊だけがこのような事故を
起こしているということ。相当の
間隔があるならば氣象条件も違ふかも
しれない。しかし私は、少なくとも三
個編隊がそう離れておつたとは思へ
ない。氣象条件においてもそう差異が
あつたとは思へない。そうしますと一
個編隊だけがこのような全滅している
というところは、この氣象情報の送り方
か、受け取り方か、あるいはこの編隊
の指導の仕方か、あるいはこの編隊に
關してのパイロットの技術の問題か、
何かこの一個編隊だけに關して特殊な
条件があつたのではないか、そう思
はざるを得ないのです。

○小幡政府委員 ちよつと私の言葉が
足りませんでした。一個編隊がま
たして事故を起こしたのではござい
ません。一個編隊、二個編隊、三個編隊
ございまして、その第二の編隊は千歳に
全部着きました。一個編隊と三個編隊
の二機ずつが事故を起こして。残
りの二機ずつは三沢に着いておる。か
ようなこととございませぬ。當時は二機
が単位でございまして、二機が一
つの編隊を作つておりました。事故を
起こしたのは、編隊から申しますと第
一編隊と第三編隊の二機ずつで、おそ
らくこれらの編隊はそう空中において
は離れてはいなかつたのではないかと
思ひますが、事故機は大体そういう混

成でございまして、半分ずつが落ち、また一部は着陸しておる、こういう状態でございます。

○石橋(政)委員 一個編隊は四機ですね。こういう緊急事態の場合は、その四機がさらに二つに分かれて避難するという形になるわけですね。

○小幡政府委員 当日の演習の状況から見ても、四機が空中に二機ずつ敵味方に分かれておりまして演習をしております。しかも避難をするときには、その態勢のまま避難し得ると同じような条件になっておりましたので、二機ずつ編隊を作りまして着陸あるいは三沢の方へ転進をするという措置をとったのであります。従って四機が落ちておりますが、実際の結果から見ますと、第一編隊の二機と第三編隊の二機がそれぞれ三沢に着き、また事故を起こしたというふうに見えるので、事故は二つの編隊に關係あるという結果になったわけでありまして。

○石橋(政)委員 その三個編隊のうち無事だったのは、千歳に着いた分ということになるわけですか。

○小幡政府委員 三個編隊のうち第二編隊だけは全部そろって無事に千歳に着いております。第一編隊と第三編隊の半分は三沢にたどりついておりまして、他の半分は一部が海上、一部は苦小牧東部に墜落しておる、こういう状況でございます。

○石橋(政)委員 千歳に行けとか三沢に行けとかいうことは、下から指令を出すわけですか。そうしますと下から指令を出したために、千歳に行った分と三沢に行った分とが出てきたのか、それともそういう着陸の判断は編隊長によって、それぞれの判断で千歳に行くと三沢に行くと分とができたのか、その辺はどうなんですか。

○小幡政府委員 現在まで入手いたしました情報では、十二時四十五分に三沢の飛行場へ着陸せよという指令が、管制塔から出たおるといふ情報を受けっております。従いまして若干上空のパイロットには裁量の余地があったのではないかと推定をしておりますが、なお正確には管制塔の録音を調べないとわかりませんが、管制塔は運輸省の方に属しておりますので、いろいろ運輸省の方も調べてもらおうと依頼しております。

○石橋(政)委員 ここが一番大切なところであります。特に気象条件というものがウェイトを置いて考えていく場合に、私も一度念を押してお伺いしますけれども、コントロール・タワーの指令というものはどの程度拘束力があるのですか、パイロットに対して、編隊長に対して……。

○小幡政府委員 勧告であります。

○石橋(政)委員 勧告といいますが、必ずしも拘束を受けなくてもいいということですか。

○小幡政府委員 厳密に言えばそうなると思いますが、最後の責任はやはりパイロットに判断が残っておるわけでありまして。そういう意味で勧告と申し上げたわけでありまして。

○石橋(政)委員 その場合に、今度の場合管制塔の方では三沢に行けという勧告をしたのですか。

○小幡政府委員 現在までに得た情報ではさういふ聞いております。十二時四十五分、千歳の方は着陸も順調しており、視野もなかなかはっきりしないから、三沢に行けというふうな勧告を出したと聞いております。

○小幡政府委員 勧告といいますが、必ずしも拘束を受けなくてもいいということですか。

○石橋(政)委員 そうしますと勧告に従って三沢に行ったものは事故を起こして、勧告に従わないで、そうしてみずからの判断で千歳に向かったものが全部助かっているということなんですか。

○小幡政府委員 そうですね。もし勧告に従ったことが正しいのであったならば、正しいことをやっただけがひどい目にあつた。勧告だから自分の判断でやるべきだ。自分の気象判断とか操縦能力とか、いろいろな面で自信を持てている方は、勧告に従わないで千歳に向かった。これは指揮官として有能で、令に違反したのかもしれないし、そこそこは微妙でしようけれども、まことに矛盾したことですけれども、皮肉なことに勧告に従わなかった者は助かった。これは今後の問題としても大へんな問題でしよう。そうじゃありませんか。

○小幡政府委員 最初の第二編隊が千歳に着陸する時には勧告は出ておりません。第一、第三編隊が上空で待機して着陸を待っておるときにそういう勧告が出ております。第二編隊は、二機が十二時三十八分に着陸しております。それから第三は十三時十一分着陸しておりますが、これは勧告を受ける前から着陸姿勢に入っておりまして、おそろく断雲を縫って入ったのだと思ひますが、そういうふうなパイロットは最後の判断はある程度自分にかかされておりますので、断雲を縫って入るチャンスがあれば入りたという気持ちを持つことは、お互い理解できるかと思ひますが、結果から見ましてやはり

出したと聞いております。

○石橋(政)委員 勧告に従つた方がいいのではないかというふうな、あとから考えますと考えられる点がございまして、先のお管制塔の指示につきましては、先ほども申しましたようにテープその他によって確認しておりますので、この辺のところは生き残つたパイロットもまだ疲労しておりまして、十分なる調査もできませんので、一つの推定として申し上げておる次第でございます。なおはっきりいたしますれば、この点はあとから御説明申し上げます。

○石橋(政)委員 その辺が私どもはつきりしないのですが、訓練を始めるために出発したというのは、第一編隊が十一時十四分、第二編隊が十一時二十七分、第三次が十二時一分でございまして。

○小幡政府委員 訓練を始めるために出発したというのは、第一編隊が十一時十四分、第二編隊が十一時二十七分、第三次が十二時一分でございまして。

○石橋(政)委員 訓練を始めたわけでしょう。始めて訓練が終わったから基地に帰ろうとしたのですか。それとも隊の方で、これは気象隊かどこかはつきりしてもらいたいのですか、とにかく自衛隊の所管のどこかで、どうも気象条件が悪いから、訓練をやめて帰れという指令を出したのか。それともスケジュールを消化された、それで終わったから帰ろうとしたのか。あるいは隊以外のところからサセス・ジョンがあつて、これは早く帰らなければあぶないというので戻ろうとしておったのか、その辺はつきりして下さい。

○小幡政府委員 大体一時間半訓練を行なうために飛んでおります。従いまして十二時から一時くらいまでの間は

しばらくまた訓練の時間があつたと思ひますが、一時間前になりますと訓練の時間が切れておつたという状況であります。全部で一時間半、さらにまた事故等がありせば代替飛行場に着陸し得るだけの燃料を積んでいっておるの、滞空時間もまたその辺でございまして、この辺でございまして。

○石橋(政)委員 それでは答弁になりませんよ。一時間半の予定で出発してゐるものだったから訓練時間中だ。そうすると訓練が終わつてスケジュールを消化したから帰ろうという意思をパイロットが持つておつたわけじゃないですね。すなわちどうも気象条件が急変して悪く早く戻つてこいという指令が、どこから出たわけでしょう。その辺はどうなんですか。

○小幡政府委員 その通りであります。十二時八分にはタワーから気象勧告をしております。そのときは視界が二マイル、千フィート上空は全雲であるという注意をしております。

○石橋(政)委員 第三編隊が出発したのは十二時一分です。コントロール・タワーからそういう勧告が出てゐるのが十二時八分、この間わずか七分しかない。その気象条件でなおかつ飛べる、十分に訓練ができるという判断を下したというのは、一体どういうわけですか。

○小幡政府委員 この間非常に時間がなかつたことは、やはり一つの問題だと思ひます。しかし最後に着陸しなればいふかという指示を出してあります。十二時四十五分ごろでありまして、まだ相当間はあると判断したのではないかと考えております。

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

○石橋(政)委員 どうおっしゃる

と、タワーの方で勧告したのが十二時八分、最後の編隊が飛び立ったのが十二時一分。おそらく勧告が出たのは第三編隊の飛行機が飛び立っている最中かもしれない。第三編隊の飛び終わったのが十二時一分ではございませんでしよう。飛び始めたのが十二時一分でしよう。そうすると一機目が二機目が三機目がまだ飛んでいるうちに、どうも気象条件が悪いから帰れという勧告がタワーの方から出ていると思う。一体自衛隊は訓練を施すにあたって、訓練をするにあたって、気象条件というものをどれほどウェイトを置いているわけですか。各方面と十分なる連絡をとりながら、これはいかぬ、この気象条件で訓練をやることはあぶない、十分に判断できる材料が出ておるではあるまいか。そういうことをよく調べもしないで、きまっただけで、そういふ機械的な訓練をやったとは思えない。いや、昔のような猛訓練を施すつもりかもしれません。何か源田さんの談話なんかを読んでもみすと、猛訓練はやめなさいのと言っておるような一部の新聞報道もありますけれども、訓練も大切だ。それは一たん緩急あるときは悪天候の場合もありましようから、訓練も大切だけれども、しかし時代というものも考えなくちゃならぬ。特に人命というものを尊重しなくちゃならぬ。こういう格好で訓練をやったのでは、今後隊員が非常に不安な気持を持つ。この方が猛訓練よりもよほど大切じゃありませんか。細心の注意を払っておったとはどうして判断できません。最後の編隊が飛び立ったのが十二時一分、タ

ワーが気象条件が悪いから早く飛行場に帰れという勧告を出したのが十二時八分というのでは、細心の注意を払っておった、気象条件を一生懸命注目しておったとは考えられないじゃありませんか。機械的に訓練をやったとは思えないじゃありませんか。私はもう少しこの辺をはっきりさせていたきたい。

もう一つ、三番目にあげました技術の問題についてちょっと触れてみましょう。結局二機ずつ編隊を組んでおった。その細分化された二の編隊が事故を起こしている。この原因がどこにあったかというところでは、どうも気象条件が明らかに悪いというデータが出ておるにもかかわらず、強行したという指揮官の判断、訓練の指令を出した者の判断の誤りというところに原因が生ずる。それからもう一つは、パイロットの指揮官としての判断力ということにも何か問題がありそう。勧告は三回に行けというところであったが、多年の経験その他から、いや千歳に行った方がいいと思つた。その人たちが助かったような気がしてならない。それからもう一つ、二機編隊ごとに事故を起こしているということからいけば、その編隊の責任者、編隊長のいかに、指揮に未熟があつたのじやないか、こういう感じがしてならない。この三個編隊の責任者はどなたであつたのか、全部の三個編隊を統括しての責任者はどなたであつたのか。それから事故を起こした第一、第三編隊の責任者はどなたであつたのか。そのうち二機ずつ分かれて事故を起こした方の責任者はどなたであつたのか、これをちょっとお尋ねいたします。

○小幡政府委員 第一編隊の編隊長は二口一尉でございます。第二編隊の編隊長は副島一尉でございます。それから第三編隊の編隊長は清田三佐でございます。なくなつておりますのは、そのうちで第一編隊の編隊長の二口一尉とそれから第三編隊の編隊長の清田三佐、これがはつきりしております。あと捜索中の者が二名でございます。

○石橋(政)委員 この編隊長の判断あるいは能力というふうなものに、やはり一応問題が出てこようかと思ひます。これはまあ私ここで推定は申し上げません、なくなつた方の……十分な自衛隊や防衛庁の方の調査検討に待ちたいと思ひます。まあ時間がございませぬし、調査の方もまだ十分に行なわれておりませんので、引き続きこの問題については御質問をすることにしたんですが、今私がお聞きした範囲においても全然手落ちがなかつた。気象情報の取り扱いからいっても、パイロットの訓練の度合いからいっても、あるいは飛行機の構造、性能からいっても問題はなかつた。全く突然のこの気象条件の変化に原因があつたというふうな、そういう言い方は通らないような感じがいたします。そういうことで一時ごまかしては、あとあと非常に大切な問題を残すような気がしてなりません。そういう責任回避的な態度をとらないで、あくまでも原因は追究していき、再びそういう事故は起こさせないようにすると同時に、隊員の士気にも悪い影響を与えないように、事実を事実として調べることに士気に悪影響を与えることじやございませ

ん。問題はごまかさないとの方の方が大切だと思ひます。指揮命令にあやまちがあつたならば、それをちゃんと認めて責任をとるといふことの方が大切なんだ。私はそういう立場であくまでも、この貴重な人命が失われたということ、高価な国民の財産が失われたということに、謙虚な反省の上に立つて慎重に検討されることを、そしてまたなるべく早い機会に国会を通じて国民に明らかにすることを、ここで大臣にお誓ひ願ひたいと思ひます。

○西村國務大臣 石橋さんの御質問でございますが、私も全く同感でございます。これによりまして、現在までは、御存じの通り昨日の午後のできごとでございますし、また場所も離れております。従ひまして夜を徹しまして、特に現在には機体なり遺体なりの救出等に力を注いで参りたい。現在までは一応入りました材料に基づきまして御返事を申し上げております。と同時に石橋委員から御指摘のありました点も、当然今後明らかにすべき点でございます。そこで航空幕僚監部におきましても責任者をもちまして事故調査の委員会を、もうできたと思ひます。そして、今後航空自衛隊が健全に発達していくために、正直に客観的にすべて原因というものを究明し、また同時にこれによつて将来の健全な航空自衛隊の育成をはかつて参りたい、こういうふうな私は考えでございます。またその結果が明らかになりますれば明らかに参ります。またまた御要望があらましますればその状況等も国会を通じて御報告をして参りたい、こういう考え方で、石橋委員の御質問に対しまして

は、私も同じような気持で考えて参りたい、こう考えております。

○久野委員長 次に石山權作君。

○石山委員 数字的な問題その他のことに關しましては、石橋委員から質問がございましたけれども、まだふに落ちない点がございます。もちろんこれは早急の事件なのでございまして、皆さんの方でもそれぞれ努力をなさつてその原因を突きとめようとしていらっしゃると思ひますが、わからないというのが真実だらうと思ひます。その点私は私これ以上、資料の集まらない以上は質問は差し控えますが、ただこゝで気になることは、どの新聞を見ましても今度飛んだ飛行隊の方々は、優秀な方々だといふふうに言つておることです。この優秀な方々がどうもこういう事故を起こすということについて、私はなぜ優秀だといわれる方々がこういうふうにならなければならぬかといふこととございまして。優秀でないといふふうなことがどこかの新聞に出ていて、こういう事故が起るとすれば、これは万やむを得ないのだという常識論もおのずから出てくるのでございませうけれども、私が拝見した東京都のそれだけの新聞は、全部これは第一線の優秀な方々であつて、これを失ふことは日本の航空隊から見れば大へんな痛手だ、こういうことを言っているのです。今判断されることについて、またどの新聞を見ましても防衛庁としての判断の公約数は、気象上による不可抗力だといふような公約数で、新聞では発表されておるわけなんです。そうすると今の自衛隊の訓練というものは、航空技術、機材、こういうふうなものはいわゆる自然の前には無能力だとい

う判定を下してもよろしいようなのが、大新聞のけさの記事でございませう。こういうふうな私どもが理解してもよろしいのでございませうか、その点を質問いたします。

○小幡政府委員 お答えいたします。

最初にパイロットが練達の士であったかどうかという問題でございませうが、これはなくとも飛行時間は、飛行時間で申しますと大体五百時間から千三百時間の飛行時間を持っております。航空隊としては中堅の航空士官であると思っております。それから気候が激変したので、いろいろ不可抗力のような説明をしておるのではないかと御質疑に對しては、先ほども御指摘がありましたように、決してわれわれはこれが全部不可抗力であったというふうには考えておりません。もっと謙虚に考えて、この主たる原因が気候の急変にあったとしたとしても、それに對するあらゆる機能がフルによく連携がとれて、時間的に的確に伝えられておったかどうか、あるいはパイロットのそれに即応する技術、訓練が十分にあったかという点について、今後十分に突きとめまして真実を發見いたしまして、今後の事故対策に資したいと考えております。

○石山委員 そうすると、個人の名前をあげて私は質問したくないのですが、新聞には源田さんの名前が出ています。これは不可抗力であるというふうな意味にとれる表現を使って新聞に出ております。そこで防衛庁では、新聞等にはこういう事件が起こった場合に、どの部門が責任を持って発表なさっておるか知らぬが、新聞で見ますと、防衛庁の発表としては不可抗力

という言葉をかなり重視した形で発表なさっているのですが、その点も一つお聞かせ願いたいと思うのです。

○加藤政府委員 新聞の発表につきましては、官房に広報課というところがございまして、そこが一応責任を持っております。昨日の事件につきましては、こういう事故が起こったというところはすぐ記者クラブの方に、広報課の方から発表いたしました。その後は事件の詳細につきましては、直接航空幕僚監部の方に発表をお願いいたしました。航空幕僚長が新聞記者会見をいたしましたわけでございます。

○石山委員 そうすると、不可抗力という文字にどうも理解がしにくいところがあるわけなんです。この発表は広報課でやりになったのですか、航空幕僚長の方で発表なさったのですか、おわかりでございませう。

○加藤政府委員 広報課で発表いたしましたときには、事実を速報いたしましたのでございます。不可抗力という言葉を使いましたかどうか、今記憶をいたしておりません。源田空幕長が出まして詳細な説明をいたし、当時わかっております限りにおきまして記者諸君の質問にも答えております。その詳細は私立ち会っておりませんので、これはたして不可抗力ということを言ったかどうか、ちよつとはつきり申し上げかねる次第でございませう。

○石山委員 当面の責任者としては、どこに原因があるかということを発表するのは当然の義務だと思うのです。どこに責任があるかということ、不可抗力という言葉になりまして、全くこれは責任ののり的な言葉でございませう。天変地異、そうすると人

間能力の範囲外だというふうなことだろうと思う。しかし明らかにしたことは、私も石橋委員の質問の中から探り出して見ても、不可抗力ではないような面が多分出ているわけですね。たとえば勧告を順守しなかった方の編隊が助かっている。あるいはみんなの勧告を無視して千歳にとどまっていたけれど油がなくなるかどうかわかりませんが、とどまっていた着陸の機会を待っていたら、あるいは全部助かったかもしれない。その実例として勧告を無視して第三編隊が助かっているという実例を見てもわかるのではないかと私は思うのですが、不可抗力という言葉が新聞には大きく出ているわけなんです。そのほかには予想外の天候急変とか、前線の急変とか、いろいろ用語を使っておりますが、問題はすべて人知によつて察知することのできないような航空現象に、問題をすりかえていっているところには私は問題があると思うのです。そういうことでは大臣が謙虚に問題を処理しようとしても、当面の出先機関がそうではないということに対して私たちは疑問を持つ。

もう一つは、先ほども私は源田さんの名前をあげて大へん恐縮しておるのですが、前に防衛大学の学生さんが自殺をした。これらも私はこの場合にやはり軍人精神というふうな面、今度の遭難で思い起こさざるを得ないわけですね。もし真にわれわれの持つ自衛隊主義をば理解しておるか、人命の尊重を理解しておるかというところであれば、もちろんスケジュールはあるわけなんですけれども、そのスケジュールに対して三十分待つ、四十分待つという態度は、おのずからとられたのではなかったかと思うのです。こういう事故があつてもわれわれは勇敢にやるのだ、この御意見は決して悪い意見ではないと思うのですが、ただそのみを念頭に入れるようなやり方であれば、若い大学生がまた自殺するような場面が起きてくる。定められたことであるから、少しぐらいの悪天候は乗り越えて、演習を実行しなければならぬというふうな意気盛んな問題だけが、前面に押し出されてくる。そういう点にしましては私は非常に残念に思うのです。

特に私たちが気にしておることは、飛行機の機具が接触したということなんです。これは悪天候ということももちろんでございませうけれども、機具が接触するということは、リーダーによれば、それは接触の可能性があるだろうと思ふのですが、電話とかなんと編隊相互間の連絡が肉体的な声でつながるというふうな、そういうような指揮系統のできる設備はないのでございませうか。

○西村國務大臣 前段の問題にお答えをいたしておきます。昨日の夕方ないし夜にかけて自衛隊の幹部に対して、各新聞社から会見を求められたと思うのであります。従いましてその間におきましてはまだ十分な判断の材料も入っていません。一応の常識として、源田空将も自分自身ジェット機を操縦して各地を飛行して非常に経験を持っておりますので、一応集まりましたデータの中では、かなり不可抗力に近いというふうな言葉があるいは使われたかも知れませんが、それはそれとして昨晩までの状況でありまして、私

といたしましては、これは単にユニフォームの部隊だけにまかせておくのではなく、十分私どもも関係いたしましたして事実を明らかにしていこう、その事実を立ちまして所見なりを申し上げ、また同時に事実の経過等も国民の前に明らかにすることが、日本の航空技術あるいは気象技術あるいは自衛隊の将来の健全なる育成、こういうことに役に立つ。悪い言葉ではございますが、災いを転じて福となすという決意のもとに、謙虚であると同時に客観的に、詳細に事実を究明したい、こういう考え方に私は立つておるのでございませう。同時に、もちろん自衛隊の任務は、普通の任務以上に規律と訓練というものが一応ございませう。これはあくまでも私どもも規律と訓練は重んじて参らなければならぬと同時に、これはまた科学技術と調整をはかつていくということも当然でありまして、科学を越え、技術を越えたいわゆるな訓練で無能力な分野に突入して、いたずらに貴重な人命なり機材なりを損傷するということもございませう。ただ規律と訓練というものが中心であるということとはやはり十分考えつつ、そういう点を訓練して参らなければならぬと考えております。

なお、後段の点は教育局長の方からお答えいたします。

○小幡政府委員 二つの飛行機が空中で接触したのは、あるいはそういう関係がスムーズでなかったのではないかと御質問でございませうが、空中で話し合えるラジオはございませう。しかし今日の陸上へ墜落した方の二機の飛行機が空中接触したかどうかという点につきましては、地元ではそういう情

報もございすが、これはリーダーで把握できない条件にありましたので、地上の航空自衛隊の判断としては、まだ正確なことはつかんでおりません。海上に落ちましたのは、ずっとリーダーで追跡しておりまして、墜落した点も明確になっております。

○石山委員 最終段階には、パイロットの責任において自己の使命を達するとうふうな訓練の仕方だと聞いておりましたが、東北地方、北海道の春の天候の急変ということは、そこに生まれた人なら大いにかかると言えます。しかもこの飛び立ったのを見れば、これは気象庁から何も情報をもたらさなくてもわかるような時間です。気象庁の情報など待たなくてもわかることなんです。片方はおりなければならぬという悪天候なんですよ。おりなければならぬという瞬間に飛び立っているというふうな、こういうやり方ですね。パイロットの出生地は、私わからせんでしょ、指揮官くらいは出生地、氏名はわかってますか。——わからなければいいです。私に言わせれば、不可抗力というのを非常に残念に思っているものだから、言っているわけなんです。この問題は東北、北海道の生まれの人であれば、春の気象の変化はもう気象庁にお伺いしなくてもわかる天候なんです。そういうときにスケジュール通り飛ばせる基地の司令官に、かなりの責任が今回はあるのではないかと。しかしこれは私はもちろん新聞等で見ただけで今問題を提起しているのでもございまして、われわれがふだん考えている気象の変化とは、また違った形で急変したのかもしれません。しかし私今も申しましたように、

われわれならばそのくらいのことならばわかりそうな気がするのです。それをわすれか半分やそのらの時間の差で飛ばさしているところを見ると、私は軍人精神の旺盛さがみえ過ぎているのが、今回の事故の原因になったのではないかと。もちろん新聞にはアメリカから貸与されたというのがあります。この点も、石橋委員からも言われたように、一つお調べを願ひまして、いわゆる機材の耐久年限、老朽年限を、今までもより縮めるといふことがあつた必要がございました。何と申しましてもジェット機の場合には、イギリスのコメット機の例もございまして、機材の耐久にしましてはまだまだかなものを得てないはずなんです。ですからこの際今までのいわゆる耐用年限というものをもう少し研究していただいて、縮めるといふことも考える必要があるのではないかと。思いますし、アメリカから貸与されたジェット機に對しましては、もう一ぺん厳格な検査を行なわなければならぬのではないかと。もし国産機であるとするならば、それはそれぞれにおいてその性能等もこの際もう一ぺん調べ直して、こういうふうなことが必要なのではないかと思ひます。

それからの事故の結果によつて——今までの事故で、今年になってからすでに航空の方々が四名遭難をされていふというふうなことにございすが、いづれにしても最近正常な形でなくして、事故によつて死んだ。特にこの際は航空隊が中心になるでございまして、しょうけれども、この事故のためになくなられた方々の死亡の状態、原因、こういうふうなものを皆さんの方に再

検討願ひたいと同時に、私の方の手元にもお出しを願ひたいと思ひます。今度の事件がもう少し詳細になりましてから、私たちがそれぞれ御質問申し上げまして、その事故の原因をなくすように、お互いがこの際工夫する必要があると思ひますので、質問を保留しておきまして、これで終わりたいと思ひます。

○小幡政府委員 先ほど両委員から御質問がございまして国産機が供与機かという問題でございすが、ただいま調べがございましてので御報告申し上げますが、国産機が三機でございすが、それから供与機が一機でございすが、なにお出身地はどの果かという御質問が先ほどございましてので、調べましたところ、四人の出身地は、千葉、石川、熊本、福岡であります。

○緒方委員 それでは一応ジェット機の事故の問題につきましては、将来すみやかに事実を正確に調査してもらつて、責任をとるべき必要がある場合は、情実に流れないで責任をとること、私は今後の規律を確立し、技術を向上させる最も重要な問題ではないだろうかと思ひますので、その場合はぜひとも責任をとるべき者があつたらば、明確な責任をとつていただくように要望しておきたいと思ひます。

○西村國務大臣 歴代の内閣総理大臣あるいは防衛庁長官よりも御答弁申し上げ、また法制局も統一見解を持つておりますが、現在の自衛隊は憲法にいう戦力ではない、こういうふうな考えでおります。

○緒方委員 われわれがわからないところは、戦力ではないといふことなんです。が、しからば戦力とは一体いかなるものかという一つの想定と定義が、皆さん方にはあるだろうと思ひます。その皆さん方が持たれておられる戦力の定義について、一つ私に御説明を願ひたいと思ひます。

○西村國務大臣 私どもは自衛のためには自衛力を持つて、こういう憲法解釈をとつておるわけでございます。従いまして戦力という言葉は、ただ戦力というだけにとりますれば、これは一応戦力といふことも言えぬことではない。しかしわれわれとしてはあくまでも自衛のためといふところに限度を置いて、自衛のためのいわゆる戦力、言いかえれば自衛力、これだけをわれわれとしては憲法九条によつて禁止されておらない自衛力、こういうふうな解釈をいたします。

○緒方委員 自衛のためだけを目的とするからこれは戦力ではない、だから自衛隊は軍隊でない、こういう御説明なんです。が、しからば今世界に約九十カ国の国がございすが、自衛力の範囲を乗り越えて、侵略という基礎の上に立つての軍隊といふものを保有しておられるところは、一体どこどこがあるのか、その点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○西村國務大臣 憲法九条で禁止されている戦力にはわれわれの自衛力は違つてない、われわれの自衛隊についてこそ考えております。外国のいわゆる戦力といふものは、憲法の考え方も違ひましようし、また置かれたる国の状況も違ひます。従つてすべてそれらについては、それぞれ客観的に判断をいたしていくべきではないかと考えます。

○緒方委員 今世界各国の中において、アメリカ、ソビエト、中国等、膨大な戦力を保有しておる。また西ドイツ、フランス、そういうところも大きな戦力を持つておる。また小さな諸国においても、やはりそれぞれの軍隊を保有しておる。ではそれらの諸国が持つておる軍隊と日本の自衛隊とは一体どこが違つておるのか、どういふ面に相違があるのかということが明確にならなければ、日本の自衛隊は戦力ではないとか、軍隊ではありまじやとか言うてみても、これは世界に通用しないだらうと思ひます。日本の憲法は日本の国民を規制するだけでなくて、世界の人民に對して日本の明確な態度を宣言したものであると思ひます。そうしたとすると、世界に宣言したいわゆる平和憲法の中から生まれた日本の自

衛隊はこういうものでありますという何らかの基準と性格が、世界の人たちに納得のいくような形でなければならぬと思ひます。だから、諸外国が持つておる軍隊と日本の自衛隊とはどこに相違点があるかということも、一つ明確に御説明が願ひたいのであります。

○西村国務大臣 先日申されました田口委員の御質問に對しましては、御答弁申し上げましたように、われわれの管轄いたしております自衛隊は、交戦権というものもまずございせん。それから憲法上一番特殊である、たとえは軍事裁判とか、こういうものもないのでございす。従つて自衛隊にのみ對する自衛力、こういうふうに見ております。また交戦権ということから、たとえば戦艦行動のための海外派兵ということもおのずからあり得ない、こういうところに特殊性があり得ると私も考えております。

○緒方委員 最近防衛庁は陸海空を通じて各地で盛大な演習を行なつておりますが、長官も御存じでございませう。その成果は一応どういふものでありますか。防衛庁の方には、その欠点なり長所なり、いろいろと御報告がなされておるだらうと思ひますが、それについて御報告があるならば一つ御提出を願ひたい。

○西村国務大臣 詳細は政府委員からお答えさせますが、空の方も近く防空演習をいたす予定であります。海陸におきましては毎年、時と場合によりましては米軍の協力を得ましてやつてゐる事実はございす。また私もそれはそれによつてある程度の成果を得てゐるというふうに聞いております。詳細は政府委員の方から御説明をいたします。

○小幡政府委員 お答えいたします。演習につきましては、毎年業務計画を作りまして各地で行なわれておりますが、その成果につきましては、陸海空とも非常に充実して参りまして、陸につきましては、たとえば方面隊對抗の演習ができる域に達しました。海につきましては、毎年一回自衛隊艦隊が太平洋あるいは日本海等で商船の警衛とか、沿岸警備その他につきましては、先ほど長官が申し上げた通り、米軍等の参加も得ますが、米軍と比べまして、国際レベルに立つという批評を得ております。なお空につきましても、方面隊ごとに年に二回は演習をやっております。さらに今後航空艦隊は相当部隊を入れます研究訓練をやるというところまで参りまして、F86Fを使いまして防空の訓練をするということが全国的に可能な域に達してあります。

○緒方委員 この席上でお言葉だけの御報告では、われわれも十分な知識を得ることはできませんので、後刻でもかまいませんが、あなたの方には、各地の演習を通じて部隊の編成、機械の性能、予定通りにあつたかどうかとか、いろいろな批判や成果などが作られたものがあるだらうと思ひますので、一つわれわれの方にも御提出願ひたいと思ひます。

私は話を最初に返しますが、これらのたび重なるところの演習というものは、ただいま防衛長官から、われわれ自衛隊は交戦権を持たないと言われたいと思ひますが、この演習は至るところに戦訓練をやつてゐるとしかわれわれは解釈できないのであります。交戦権

を持たないものが、何ゆゑに交戦訓練をしなければならぬのか。交戦権は持たないのだという呼びかけだけであつて、実のところは交戦力を培養しているからこそ、私たちは不思議に思わなければならぬ面が出てくるわけなんです。建前と実際の食い違いをもつて、明確に、われわれも判定ができるように御説明をお願いしたいと思ひます。

○西村国務大臣 交戦権を持つていないという一番いい例は、たとえば占領地行政を行なう権利、これは国際法上の権利でありまして、この内容につきましても、学説上多少の意見の相違もあろうと思ひますが、これらも明らかに交戦権であります。ところがわれわれの自衛隊は、あくまでも自衛のため自衛行動でありまして、そういう占領地に行つて行政をするというふうな考え方は全然ございせんし、またそういう権利はわれわれは持つていないと考へております。従つて国際法上の演習を通ししても、そういうふうな交戦権行使の演習はやつておりません。

○緒方委員 日本の憲法の冒頭には、いわゆる今後日本は陸海空一切の軍備を廃して、国際的な紛争を武力によつて解決をしないといふことがはっきり宣言をされてゐるわけですが、そういうことをもし今、日本に急迫不正の侵略がある場合には、これはいよいよ戦争してでも国を守らなければならぬ、こういうことがいよいよ自衛権であり、自衛力だ、こう長官はお考えになつておることだらうと思ひます。これはあくまでも急迫不正な侵略に對すると

ころの交戦権はやはりあるという認定の上に立たれておるのじゃないかと思ひますが、その点はどうか。

○西村国務大臣 われわれの戦う力と申しますか、實際行動は、従つて国際法上の交戦権ではないのでございませう。それから出てくるのは、たゞいふ違つて参ります。ただわれわれはたとえは侵害のおそれが多分にある場合に行動を起こす、こういうふうなことでありまして、あくまでもこれは自衛という限度を保つて参りたい、こういうことでございす。

○緒方委員 してみますと、占領地管理の権限がないと申しますが、被占領国みないなところに占領の権限があるはずもございせんが、言いかえれば国連の要請があるうとも、ラオスから要請があるうとも、コンゴから要請があるうとも、いかなるところにも日本の自衛隊は出ていかなない建前になつておるから、交戦権がない、大体こういう御判定なんですか。

○西村国務大臣 ちょっと私御質問の意味の受け取り方が十分でないかもしれませんが、われわれとしては今のところ、従つて憲法上からも、また特に自衛隊法上からも、われわれは海外に出るというところは考へていないわけでありまして、ただ憲法の純粋の解釈として、別の建前、たとえば国連が平和目的で活動する場合に、自衛隊といふものは、憲法だけを議論した場合に出られるか出られないかという議論は残ると思ひます。しかし少なくとも憲法上の議論を一応純粋にして見た場合に、国連の行動が戦闘とか、そうでなく純粋な平和行動の場合に、自衛隊が行けるか行けないかといふことは別

の問題でございす。しかしその場合でも国内法上においては、自衛隊はつきり国内における自衛行動はできる、こういうふうな考えられるというわけでありませう。

○緒方委員 もっとくたいて私は話が聞きたいわけですが、結局は日本の自衛隊は、国内の舞台の上においては戦争はしてもかまわない。しかし国外にまで出て行つて戦争することは憲法の規定に反するからできない。いわゆる海外派兵をやらぬ、海外には一兵も出さないといふところが、よその軍隊とは多少違ふのだ。大体こういうふうな考へるよりほかに方法ないと思ひますが、その点どうなんですか。

○西村国務大臣 もちろん国外におきましての交戦権というものは考へられませんが、それから国内におきましては、国際法上の交戦権といふものはない。これは私専門家ではありませんが、国際法上における交戦権といふものを考へた場合に、いろいろな要素がついてくると思ひます。そういうことではなくて、要するにあくまでも自衛の行動である、こういうふうな私どもは考へております。

○緒方委員 非常にそこが抽象的なんです。戦争はスポーツじゃないと思ひます。何もおれとお前とが一つけんかしてみようとやないか、戦争してみようじやないかというふうな勝負を競う場じやない。日本が満州を侵略する場合に、満州の權益を守る、ここは日本の生命線である、国防の建前に立つて戦争は行なわれてきておる。アメリカがラオスに對し、コンゴやスエズその他中東に對して幾多の軍事行動をどうも、自国の防衛のために、自由世界

の防衛のためにという言葉においてこれは行なわれておるのである。日本の国内でも、国際法上の戦争だとか、国際法上でない戦争だとか、そういう區別は一体何によってつけられるのか、その点を一つ明確にしてみたい。

○西村国務大臣 これは国内におきましてあくまでも自衛のための実力行動をやめるわけでありす。ですから、これは国際法上の交戦権ではないけれども、国内において戦闘をするということは、これは当然である。これを自衛に基づく戦闘と言つても私はいいと思ひます。これは国内においての行動、戦闘であります。従つて国会で御審議願つた自衛隊法の条文の中にも、武力行使のことがはつきり盛られてゐるのは、その建前からきてゐると思うのであります。

○緒方委員 世界に幾多の国があり、大小幾多の軍隊を持つてゐる。外国なんかに出ていかないう軍隊もたくさんあります。もし隣国から侵略があれば、勇敢に戦つてゐる。これが軍隊である。南米諸国にしましても、中米諸国にしましても、アジア諸地域の諸国にしましても、やはりそれはそれなりの軍隊を持つてゐるわけだ。それらの諸国が国際法上の交戦権があるからというて、至るところに出て行つて戦争をしてゐるとは私は聞かない。みな外国からの急迫不正な侵略を防ぐための自衛力である。それならばこれらの諸国の軍隊もわれわれの自衛隊も、どこに一体違ひがあるのか。私はそういう法律問題よりも実際の世界の常識の上において、日本の自衛隊が軍隊ではありませんが、戦力を持つておられますと言われれば私ははしいわけだ。

が、そのほしい根拠を一つ説明してもらいたい。

○西村国務大臣 もちろん侵略を放棄した南米の国なども私は存じております。それは侵略放棄という建前で軍隊を放棄した。しかしながらそれらが、かりに交戦権を国際法上使つたらば、それによつて外国の土地に軍隊が行けるのであります。極端な場合には国土を守るために、相手側の敵地の中心地も陥れるというやうなこともできなくとも思ひますが、われわれの方は、あくまでも自衛の行動でございますから、そういうことは全然ない。そういうところから外国が政策あるいは憲法上で侵略を禁止すれば、そういうことはないにしましても、性格上としては国際法上交戦権という建前からそういうことはできる。しかし自衛隊の方には、交戦権がないのでありますから、あくまでも事実上の防衛的戦闘行動でございます。

○緒方委員 大体明確になつてきたわけですが、しかし外国の方は隣国の中の根拠地に乗り込んで行つてまで戦争をすることができて、日本の国は国内の中でだけしかこれは動けない。いわゆる海外に派兵ができないから、交戦権を持たない、こう判断して差しつかえないわけですか。海外派兵をしないということが、いわゆる日本の自衛力だけの限界だ、大体こういう御説明と考へていいわけですか。

○西村国務大臣 お説の通り、われわれは海外派兵というものは、今の自衛隊の自衛行動とは考へておりません。戦闘に参加する海外派兵であります。それからもう一つは、われわれは国内と申しまして、日本の自衛に必要な

限度でございますから、海上においての安全を守るということは当然国内的な自衛だ、こう考へるべきだと思ひます。

○緒方委員 海外派兵ができないということは、今の日本の海上自衛隊の能力または空軍の能力、それらの中からは海外に派兵する能力がないとは考へられないと思ひます。ですからこれは能力でなくて、建前上出て行かないといふやうに考へて差しつかえありませんか。

○西村国務大臣 もちろんこれは能力と申しますれば、戦闘機なり艦艇を持つておられます。遠く海外に出るものもあるかと思ひますが、われわれとしては自衛隊法の建前上、これは明らかに国土の守り、こういうことになつておられます。

○緒方委員 結局せんじ詰めれば自衛隊も海外に出ていく力は持つておられるけれども、日本の憲法が禁止をしておられるから出ていかなければならない、こういふやうに解釈するわけですがどうですか。

○西村国務大臣 われわれは何も縮まつておるのではなくて、日本の自衛のために必要でありますから、それに必要な国力に應じた能力を保有し、また今後とも保有して参ろう、こういう考へであります。

○緒方委員 縮まつておるという言葉は不適当であつたかと思ひますが、日本の憲法を改正して交戦権を回復すれば現在の自衛隊の能力としては、いわゆる日本の自衛の力は諸外国に比しても、そう劣つたものではないといふやうに判断して差しつかえないのじやないかと思ひますが、どうでございますか。

いかと思ひますが、どうでございますか。

○西村国務大臣 自衛隊の海外活動能力、技術的能力と申しますか、そういうものはいろいろな国の比較によると思ひます。比較によつて能力が非常に小さいとか、あるいは相手方によつてはこつちの方がいいといふやうに、一がいに断定はできないと思ひます。しかしわれわれとしましては今の憲法の建前、精神というものを考へますと、自衛権に基づく自衛行動、そしてその下において自衛隊法というものが明らかにその任務を限定しておるわけでありす。

○緒方委員 自衛隊が警察予備隊から発足して保安隊という形に移つた建前は、日本の平和憲法が生んだ一つの奇形児であると思へなければならなかつたわけですが、奇形児が大きく成長してきますと、生んだ親の方が奇形のやうに見えてくるわけなんです。今では日本の国においては、平和憲法が生んだ自衛隊という一つの奇形児は親をしのぐほどに成長して、生んだ親の方がかたわじやないかという形になつてきておるやうな感じがするのです。そういう面から自民党の方においても盛んに憲法の改正をして、この生まれた奇形児に相応した親の角をとらなければならぬといふやうに考へてゐるわけだ、どうでございますか。

○西村国務大臣 親が生んだ子供の方が大きくなつておるといふことでありますが、私はまだ親の方が大きいです。供は小さいと判断いたしました。しかし、いずれにしましても、憲法の問題については御存じの通り政府にお

いて憲法調査会を作りまして、それら全体を総合した調査を進めておる。これによつて速き将来の日本の憲法のあり方を判断すべきで、いずれは結論を持つてあらうと思ひます。

○緒方委員 御問答をいつまでも繰り返してもこれは仕方がない話でございますが、もう一つその中からお尋ねをしておきたいのは、防衛庁法第三条なり、自衛隊法の三条なり、七十八条に出ておられます間接侵略という問題ですが、この間接侵略というものをどう判断を下すのか、どういう基準を持たれておるのか、定義をお伺ひしておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 官房長の方からそれについて詳細御説明いたさせます。

○加藤政府委員 間接侵略という言葉でございますが、私どもいろいろ調べてみますと、国際的に間接侵略といふものに關する定義というものはないやうでございます。ただ最近の世界の情勢を見ますと、いろいろな形における行動が考へられるわけでありまして、外国が直接武力を使わないで他の国を侵略するといふ様相もあるといふことからいたしまして、俗に間接侵略といふことが言われ出したわけでありまして、国連等においてもこれが問題になつたこともあるやうであります。防衛庁法なり自衛隊法を制定されるときにおきまして、間接侵略といふものはどういふやうなことを考へておるかといふことでございますが、これは當時、安全保障条約の第一条に、一または二以上の外部の国による教唆または扇動による内乱、騷擾といふやうな字句がございます。こういうやうなものを頭に置きまして間接侵略といふ言

業を使つたのでございます。

○緒方委員 外部の教唆に基づく内乱、騒擾をいゆる間接侵略というふうな言われまますが、外部の侵略ということの規定づけますと、日本の国籍を持たない者が直接に騒擾の教唆をしかつまたこれを煽動して一つの騒擾が起る、こういうふうな考えていいわけですか。

○加藤政府委員 これはいろいろな形があると思ひます。抽象的に申し上げますと、外部の国というものと内乱または騒擾を起す者との間に意思の連関性がある、そして外部から武器、弾薬その他の供給あるいは資金の供給というふうなものがある。事態によつて様ではございせんけれども、大體典型的なものとしてはそういうものではなからうかと考えております。

○緒方委員 しかばそこ一つ一つの形として、武器や弾薬その他いゆる兵器といわれるようなものを使用する内乱、騒擾というふうな所定していいわけですか。単に騒擾だけで、これも間接侵略だあれも間接侵略だといつて、自衛隊法の対象にされては、日本の国民の大衆行動の上いろいろな問題が起る場面が憂慮されるから私はあえてお尋ねするわけですが、いかなる形か何か定義がなければならぬ。單なる言葉だけを掲げておつて、それに対するいゆる判定が自衛隊なりあるいは公安委員会なり都道府県知事によつて、それぞれ認定をされたのでは私はたまらないと思ひますから、そこにびしやつとした何か明確な定義を下しておいていただきたいと思ひます。

○加藤政府委員 その点なかなかむずかしい問題であらうと思ひます。ただ

一つの要件といたしましては、自衛隊法の七十八条に、御承知と思ひますが、「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもちては、治安を維持することができないと認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ」ということがありまされども、間接侵略その他の緊急事態に對して、一般の警察力をもちては事態の鎮圧ができないという場合に、初めて自衛隊の出動を命ずるといふ建前になつておるのでございします。

○緒方委員 昨年の三月十五日、韓国においては李承晩追放の大きな大衆デモが行なわれました。最初のうちは、これは外部の教唆に基づくものだ、こう言われておつた。最後の段階になつて、これは民主主義を守る韓国国民の熱意の固まりだといふに評價が變つて参りました。警察力が及ばないというので、治安を維持するための行動の一翼として自衛隊の力を借りるというならいいが、それが法規上間接侵略といふふうな規定づけていいもので

○加藤政府委員 自衛隊法の第三条に「直接侵略及び間接侵略に對しわが國を防衛することを主たる任務とし、こゝを以ててゐる。しかしこれは一般的な規定でございまして、具体的に自衛隊が出動する場合はどうかといふことは、この自衛隊法の中に個々に書いてあるわけにございします。その条項の一つとして今第七十八条を御説明したわけにございまして、この場合におきましては、同条の第二項にありまされ

○緒方委員 治安の維持とこの七十八条に規定されておりますのは、「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に、この間接侵略といふふうな何ものにも規定されてもつたものでは困るわけだ。その点、間接侵略といふものがどの範圍のものであるかといふことを何か定義を下しておいてもらわなければ、先ほど言ひましたように、あれも間接侵略だらう、あれには共產黨がおつた、ここには社會黨がおつた、あんなやつがおつたからこんなになつたのだ、これは一つの間接侵略だといふことに結びつけられる恐怖心にわれわれはかられる。われわれは間接侵略しようと思つてもおりませんけれども、そういうふうなこじつけられることの危険を私たちは感ずるので、これにはびしやつとした定義を下しておいてもらわなければならぬと思ひます。

いま一つは都道府県知事が要請した場合といひますが、たとへばかりに競輪場や競艇場において不正事件があつたとかいうて、みんながわいわい騒ぎ出して、警察を取り囲んだ。何とか取り締まりをせよといひ出した。それで自衛隊が出てくるというやうなことは、自衛隊の行動としてはあまりにもおもしろくないと私は思ふのですが、そういう場合でも、やはり要請があれば出ていかなければならぬのかどうか、一つ御説明を願つておきまされ

○西村國務大臣 もちろんそういうやうな場合も、要請がありまされば、要請に基づいて直ちに総理大臣が出動を命令するのにはございせん。十分に

の事態、特に警察力が維持困難と認め

る状況下にあるといふ判定等も材料にいたしまして、治安出動といふことになるのでありまして、ただ要請があつたから、直ちに総理大臣の名において出動命令を出す、こういうふうには考へられない。そのところは警察力の治安維持状況が下可能であるかどうか、そういうところも十分判定に考えながら治安出動を考へていく、こういうことであらう。

○緒方委員 私は十分に事態を考察した上で、慎重に取り扱いをするといふのは當然なことであらうと思ひます。もしかりにそういう事態に直面して、自衛隊が治安維持のために出ていかなければならぬとした場合、平素の自衛隊の訓練は敵を倒すことを行動の目的にしておる部隊でございしますから、もちろん武器もそれぞれ持っておりま

す。警察が出てきたよりも、自衛隊が出てきたといふことは、大きな一つの力になつてくることは事実だと思ふ。その場合に、治安維持に対する自衛隊の取り組み方、外敵と戦うやうな形はむろんとられないはずですから、その場合、治安維持に対する行動の基準はどういうもので処理されておるか、お伺ひしておきたい。

○加藤政府委員 自衛隊の行動は自衛隊法におのおの規定してあるわけでありまされ。治安出動と申しますが、これは第七十八条の「命令による治安出動」と、先ほど大臣が御説明になりました第八十一条の「要請による治安出動」と二つありますが、その場合の権限は第八十九条及び第九十条に規定してあるの

○緒方委員 とういふ治安出動に對して自衛隊はときどき演習もなさつてゐるやうでございしますが、演習なり訓練なり教育はなさつてゐると思ひますが、その点はどうですか。

○小幡政府委員 治安行動に關しましては研究的な訓練をしておりまされ。治安行動の基準といふものを一応検討をやりまして、それに基づきまして大體

ますが、概括して申し上げますと、大體におきまして自衛隊は警察力をもつては事態が収拾できない場合に出動するの

大隊以下の訓練というか、研究的な訓練を各方面隊でやっております。

○總務委員 そういう訓練をしたり教育をする中で、一つの教育方針というものがなければならぬと思うのです。ただ教育々々と言うてなにをするわけにいかぬ。こういう場合にはあしう、ああいう場合にはこうしよう。警察の方においては機動隊などはデモ隊に対する対策はどうするか、すわり込みに対してはどういう処置をとるか、いろいろな教育規範が出てくるわけなんです。自衛隊においてはその点はいろいろふにぎめられているのか、一つその点を御説明願いたい。

○小幡政府委員 自衛隊の治安出動に對する役割は、それはただいま長官以下申します通り、第一次責任は治安当局にございまして、自衛隊はその予備力として行動する建前になっておりますので、どこまでも警察のうしろがまえてあるということが第一でございませう。その次は、どういふふうな警備をするとか、あるいはどういふふうな制圧といふか、鎮圧といふものがあつて得るかといふふうな点につきましては、いろいろ想定をして理論的には考へておりますが、国内法規その他多数の関係法規もございまして、また関係官庁との緊密な連携をとってやらなければならぬ点もございまして、非常に慎重に考へまして、その点の基準も目下検討しつつ研究的な訓練をやっております状況でございます。

○總務委員 治安出動をする場合は、相手は相当不特定多数の人間であると思ふわけにはいかないわけなんです。一人が出ていくわけでもありません。自衛隊といつても隊として出ていく

以上、その隊の行動というものは、単に周囲の情勢を見、関係機関と打ち合わせて一人々々が行動するわけにはいきませう。そのときにこのところはどうかしなければならぬという、指揮官のいわゆる指揮というものが当然必要になってきますが、指揮の基準は一体どういふ方法でやっているのかということをお伺いしてあるのであります。

○小幡政府委員 その点も事態によりましていろいろ変化がございまして、一言にして申し上げることは不可能かと思ひますが、原則といたしましては出動地域の状況、出動の機相等につきまして、的確な情報を知ること、これが第一でございませう。次は国内の関係法規というものを重視しまして、嚴重な法規の規制のもとに慎重にやるということが第二でございませう。第三は部下を完全に掌握いたしまして、規律を非常に厳にいたしまして、輕率な行動のないようにすること、これが第三でございませう。努めて上級指揮官がみずからの責任において現場に出向きまして、詳細でできる限り上級指揮官が判断を下すということ、これを重要視いたしております。さういふ原則に基づきまして、過去の事例につきましても、いろいろまだ検討の段階でございまして、慎重に現在検討しておりますところでございませう。

○總務委員 先般参議院で共産党の岩間氏が質問いたしまして、一つの治安行動草案というものが自衛隊の中で作成されておるが、それはあるのかどうかという点に對しまして、防衛長官はさういふものはない、こゝろ答へになつておると思ふわけでありませう。私は

は岩間さんが提起したようなものがあるかないか存じませんが、少なくともかりにそれとは別個なものであらうとも、何らかのこゝろ一つの指導方針、教育方針というものがやはりなければならぬはずである。なくてこのままあなた方が治安出動、いつても来なさいという待機の状態にいてということ、まことに危険な状態にいてあると思ふ。その点に對しまして何らかあるならばあるように出してもらいたいということをお伺いしておる。

○西村國務大臣 治安行動の基準につきましてはもちろんあるものでございまして、この前横路委員から御質問のありましたときもございませう。ただ共産党の岩間君が持つておられるのは、どういふものをどういふふうにお作りになつたか、あるいはどこから持つて来られたか、これは私もの方では追求する方法がありませんし、また御自身の材料でございませう。われわれとしてはやはり自衛隊の本来の一つの任務でございませう治安行動、従つて当然断にその指針というものは持つていなければならぬ。その指針はしかし研究過程におきましてまた流動性を持つて変わつていく。ここに欠点があるとか、あそこを直していく、さういふ意味合いでの検討は不断に加えていく。まだまとまつた最終決定はないけれども、一応の流動的なものはある、こゝろ御答へは私も申し上げております。

○總務委員 私は何も万古不易に変わらない完全無欠なものを出してくれというのではありません。それは幾多のそのうちに誤謬もあるか存じませんが、一応こゝろ範囲で今訓練をして

おります、今こゝろ範囲で対策を立てておりますといふことくらいは、国会に提出していただいても、決して不都合なものではないだらうと思ひます。さういふいわゆる治安出動の行動基準というものがあつたならば、一つお示しを願ひたいと思ひますが、それは出していただけますか。

○西村國務大臣 私どもの持つております草案そのものは、御提示することには困難であると思ひます。しかしその中の大体的な要綱と申しますか、方針程度のもので、私どもの方で国会へ資料として提出する。こんな気持ちで、こんな方針でやつておるといふ程度のものでは申し上げてけつこうだと思ひますし、また差し上げてけつこうでございませう。ただ草案そのものは不斷に検討を加へますから、私は国会に出すことは困難かと思ひます。

○總務委員 細部にわたつて自衛隊が出ていってこゝろのことまでするのは越権ではなかつたか、こゝろのことまでしてはならないのじやなかつたかといふわれわれの判断が持たないから、あなた方がやろうとしておる内容を一つ示していただきたいといふのであつて、單なるこの法文を少しつけ加えたやうな、さういふものを私はいただかうと思つておるわけじやないのです。その行動の基準なり内容といふものが明確にきまらない限りにおいては、うかつに、たといずれの事態に直面しようとも、いかなるところからの御要請があつても、この行動の基準がびしやつとまとまつてできるまでは、動いてもらつては困るというところが、われわれは考へられるわけです。なぜかならば武器を持つております。しかも

一つの隊としての戦術訓練を持つておる部隊が、その動く基準も明確にならないうちにかつて出ていってらうば困るということですが、その点はどうでございませうか。

○西村國務大臣 国会で御審議を願う材料をいたしまして、基準は私の方で指示をしてよろしかう。細目については不斷に私どもは検討しております。まだ草案の段階でございませうから、これについてはお示しをするという程度にはまだ至つておらない。ちやうど法律案でも、御存じの通り個々に確定する時点、たとえば庁全体の意思がきまらぬうちは、国会の御審議の材料にはならぬと思ひます。ですから基準程度のもので私どもは御審議の参考としてお示しすることができ、こゝろ考へております。

○總務委員 もちろんまだきまらないうちに早く何でもかでも出せといふことだけに固執しておるわけではございませうが、これがいつまでも、完全無欠なものを作るといふことでもって審議中だ、検討中だでもって延ばされておりましたら、私は迷惑だと思ひます。いつごろまでにはでき上つてわれわれに提示ができるのか、その点を一つ明確にしてもらひたい。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

○西村國務大臣 従来御存じの通り自衛隊の初期におきましては、米軍の翻訳の材料を使つておつたのであります。その後漸次国内のいろいろな諸情勢、また自衛隊の發展の状況から考へまして、現在草案を検討中の段階でございませう。まだ当分の間、草案が確定するにはかかると思ひます。ただし

草案の骨子になります基準等につきましては、それはそう不確定なものではございませんからお示しができる、こういうふうには私は申し上げたいと思ひます。

○緒方委員 暫時でもかまいませんから、早急にわれわれにその内容を知る機会を与えていただきたいということをお願いしておきます。当分の間と言われますが、こんなことが二年も三年も放任しておいてはいはずのものでもございせんから、当分の間というのはこころ、二カ月なりあるいは三、四カ月の間にはお示しが願えるというふうな解釈をして差しつかえございせんか。

○西村国務大臣 もちろん国会が御審議をなさいますに必要なことについては、われわれもできるだけ明らかにして参らなければなりません、しかしながらわれわれとしましては、事人権にも関します非常なこれは練つていくべき問題である。ただしその行動の基準そのものにつきましては大体そう変わるものでもないようでありまして、一つその点は私どもお示しいたしたい。従つてわれわれとしてはできるだけ草案を確定のものにしますには、ある程度の時間をいただかなければならない。何カ月という期間をこれは限るわけには参りませんが、なるだけ急いでいいものを作りたい、こういう考へてございします。

○緒方委員 それでは次の方に質問を移しますが、第二次防衛計画はまだおできになっておらないというお話なのですが、これはいつごろおできになるか、その見通しを一つお伺いいたします。

○西村国務大臣 先般田口議員の御質問にもお答えいたしました、一月の十三日の国防会議で、すみやかに防衛庁において原案を作成し、国防会議において慎重審議確定する、こういうふうな政府側の意思は統一されております。従ひまして私どもとしましてでもできるだけ防衛庁の意思を固めたい。しかし防衛庁だけでやつて勝手な案を作るわけには参りません。やはり関係省の事務当局とはその間におきまして当然話し合ひすべきだ。そして国防会議へ持ち込む。大体防衛庁長官といたしましては、少なくともその骨子的なものを五月、六月をめどとして作り上げてみたい。これが防衛庁側の考へてございします。

○緒方委員 これは正確かどうかはわかりませんが、私の聞くところによりますと、第二次防衛計画というものは昭和三十五年を目途として六、七、八、四十年まで、いわゆる六十年の計画を当初考へられておつたのが、三十五年は終つてしまつた、こういう大体的状態ではないかと思ふのですが、そういういたしますと第二次防衛計画の立案というものは、すでにもう充足されてから二年くらいになるのじゃないかと、いうふうな考へられるのです。それだけの長時間を費やしながらいまだにまともでないというものは、一体どういふところが障害になっておるのか、その点を一つお伺いしたいと思います。

○西村国務大臣 先般もお答え申し上げましたように、私も長期の防衛計画があつた方があらゆる面からよいと考えております。従ひまして私も着任いたしましたし、できるだけこれを実行に移したい、計画を立てたい。しかしこれは防衛庁だけの計画を持つたのではない。政府全体として意思を決定して、初めて防衛計画としての政府の計画になるわけでありまして、私は着任いたしましたのが十二月でございします。そこで御存じの通り一月十三日に国防会議を持ちました。残念ながら昨年中の状況は、十二月の予算期におきましては、その案が、一年間安保国会であるとか、政変であるとか、選挙であるとか、固まつておりませんでした。その間にアメリカの方も政変等がございまして、ドル防衛その他のいろいろな国防政策を通しての変化も起こり、その状況下において、これはある程度日本の期待するべき無償援助、有償援助等にも影響して参る。従つてそれらを勘案いたして参りますと、私が着任いたしましたから一番早く計算をして参りまして、大体五、六月ごろまでにできればいい。そしてそれがすなわち来年度の予算には当然第一年度としてできふに考へておるわけでありまして、こういうふうな考へておるわけでありまして、からまだ目の浅いこと、国防会議で十分な結論を出し得ないだらうといううことは考へられますが、しかし長官が国防会議に防衛庁の試案として承認を仰ぐ。それが全部認められるかどうかは別ですが、あなたがふところの中に青写真だけは持つておるだらうと思ふのです。その青写真はできているのか、できておらないのか、それを一つ御説明願ひたい。

○西村国務大臣 私自体がまだ青写真を持つ段階までは、正直に申しましてきておりません。しかしながら防衛

庁の関係部局等、各幕と申しますか、陸海空三隊を通じての意見等を徴して練つております。従つて私は私なりに一つの、多少の構想というものは責任者である以上は持つべきでありまして、同時にまた各実際の部隊と申しますか、各責任の陸海空三軍と申しますか、それらの要望もまた積み上げていかねばいけないのではないかと。また一方大蔵省なり経済企画庁の長期のいろいろな見通しというものとも関連して、これらは考へて参らなければならぬ、こういうふうな考へ方でございします。

○緒方委員 どこまでも青写真ができておるのか、私はそれ以上は聞き出すことはできないだらうと思ひますが、この第二次計画に基づいて幾多の試案が出されておる。たとえば機構の面からいっても、前田案とか服部案とか、保科案とか、種々さまざま案が出されておる。それらの中でうかがい知るところを見ますと、三軍の統一を強化し、防衛庁を国防省に昇格させなければならぬ、大將の位階も作らなければならぬ、そういうことがいろいろ具体案の中に、一つの建言であり、助言であるかも知れませんが、それらのところから出されておることが一つまとまつて、機構の面においても第二次計画の中の骨子になるのではないかとわれわれは想定をしておりますが、そういうふうな国防省に昇格させたり、大將の位階をつけたら、全員制服を着て国会の中でも関係の方々へ軍服を着て出るようになるのか、いろいろな青写真ができておるようになつておるのか、その点はどうなんですか。

○西村国務大臣 今までの例から参りますと、防衛整備計画は防衛業務でございしますから、どちらかというと物的面、人的面というものが中心で考へられております。従つて次期防衛整備計画も、たとえば艦船あるいは装備、航空機あるいはその他の施設、同時にそれに對する編成、こういったことが中心になつていくと思ひます。従つて組織の変更とかいうような面につきましては、防衛整備計画の関連事項として考へられるかも知れませんが、防衛整備計画そのものの中心をなすとは私ども考へていないわけでありまして、減つてきましたから、あまり長く聞くわけにもいきまいと思ひますが、たとえば陸上自衛隊の方を見ても、四十年までは二十万の自衛官を作るとか、あるいはまた予備自衛官を強化していくとか、郷土防衛組織を作つて、民兵制度を確立するとか、いろいろなことが陸上は陸上だけの中でも草案が練られておると思ひます。それが一つの骨子になっておる、こう考へますが、そういうことが現実にあるかどうか、一つお伺いをしておきたい。

○西村国務大臣 各幕、陸海空の三幕でそれぞれそういう案を、大いに積極的に練つてくれること自体はけっこうだと思ひます。しかし日本の国力もございします。国情もございします。それらと十分調整をとりながら防衛庁の試案を作りたい、こういう考へ方でございまして、各幕の意見が直ちに試案の中へ全部入つて参る、こういうわけでもございしません。同時に先ほど申しましたように、責任者としての私、また国防会議全体、特に最高指揮官でありま

元で、各幕と担当者といろいろな基礎的なデータにつきまして検討を加えておる段階でございます。その段階におきまして、今お話のございましたような民兵制度ということにつきまして、まだこれを二次計画に取り入れるかどうかというような検討はいたしております。民兵という言葉につきましては

○小幡政府委員 CBRにつきまして
は、これを防御するという立場から検
討をしております。

○緒方委員 防御の立場だけの作戦な
らば考えられますが、ここに当時の陸
幕長筒井竹雄陸将の名前で「CBR訓
練」というような貴重な教範資料が出
されておりますが、その中の一文を見

て、つまり自衛隊内部のものではございません。従いまして外国ではこのようにやっておる、これが通常の軍隊だ、という意味の紹介をいたしまして、それに対する防衛はどうあるべきかということを、新しく教範として検討しておるというのが現在の状況でございます。

をなさっておるようでありますので、これはほとんどまた同じような質問をすることは時間の関係上避けますが、すでに十七万人のうちで二万七千十一名の欠員が生じてきておる。この欠員を今年中に充足するだけでも、自衛隊の方においては太へんお仕事ではないかというふうに考えますが、そ

從來といえども六、七千名から一万名ぐらいが、志願制度といいますが、年間に出入り入ったりいたしますから、欠員があるのであります。その上に最近の経済情勢から、さらに一万名ぐらいの欠員が加わっておるわけでございます。従つてこの一万名以上の欠員を埋めるということは非常に困難でございます。

ざいますが、われわれはこれに対しては努力して参りたい。それから千五百名の方は、これは御存じの通り建設部隊でありまして、数もまた少ないのであります。また新しい一つの部隊ができるのであります。これをいろいろ御希望の強い方面に建設部隊として配置して参りたい。それからこの残りの二万何名というものを埋めるのは、今日の予算の状況からいけば十分ではございません。それにある程度の必要なものは今後私どもは埋めて参って、現在の部隊編成をくずさない方針をとって参りたい、こういう考えでございます。

○緒方委員 お説のように、予算の面におきましては十七万一千五百名の八八%を認められておる。このことは、長官自身が大蔵省に折衝する場合に、八八%認めていただければけっこうですというお話で折衝されたのか、その過程を一つお伺いしておきたい。

○西村国務大臣 もちろんそれまでに参りますのは、部内の経理局長あるいはそれ以下のいろいろな各幕の折衝があったと思いますが、陸上につきましては、事実募集が案でないということは一応考えて、それらも勘案しながら、予算全体の構想、また防衛庁費あるいは防衛費全体の構想の中で話し合いますが、八八%という充足率になったことは事実でございます。私も最終段階におきましては、大蔵省との折衝でそれを了承したわけでございます。

○緒方委員 私は想像するわけですが、防衛庁としては少なくとも十七万一千五百名の定数の九〇%なり九五%は予算面を取っておきたいという御折衝をなさったのだらうと思う。しかし大

蔵省の方としては、何ぼ予算を持っても、人間が集まらないところを持ってもいいものではない。今までの実績から見れば八八%しか消化ができなからというのでもって八八%に押えます。そういう過程をたどっておると思いますが、どうでございますか。

○木村(秀)政府委員 御説明いたしました。結局ただいまの八八%と申しますのは陸でございますが、海、空につきましては九七%の充足率を持っております。ただいま仰せになりましたように、大蔵省との折衝の過程におきましてはいろいろ議論が出ましたけれども、一つはただいま緒方委員が仰せになりましたような現在の充足状況及び来年度の見通し、そういうものが考慮になっておることは事実でございます。

○緒方委員 そういたしますとこの二万七百何名の欠員については、これを充足するために最大の努力をいたしたいと今長官からの御説明もありました。すでに議会においても、これは幾多の面から見ても困難である。同じ政府当局である大蔵省としても、何ぼ防衛庁が努力をしてみても、それ以上の充足は不可能であるという点についてはっきりと見通しがついたからこそ、八八%のところで押えられたものと私は判断をするわけなんです。もちろん皆さん方の努力で、八八%を少なくとも九一、二%まではこぎつけられるかは存じませんが、努力の成果は生まれるかも存じませんが、少なくとも二万数百の欠員を埋め、その上に千五百名の新しい定員まで充足することはとうてい不可能であるということは、あらゆ

る客観的な情勢の総合的な判断はそうなってくるわけであります。この法律案というものは、単なる遊戯でもなければはたたりでもないと思う。まずきめられた定数を確保することに全力を傾注してもらって、その成果が上がったあとで、この次は一つこれくらいなところの一部隊を編成したいという御提案をなさることが、まじめな提案ではなからうかと思いますが、長官の御見解を一つ承りたい。

○西村国務大臣 一応御議論の面もわかります。ただ御存じの通り軍隊と申しますか、自衛隊という国土防衛の任務を持つ性格から申しますと、普通の官庁の仕組みとは違ふのでございませう。また一方定員を充足しますので、一日にばつと新入生を採ってそれで一年間終わるのではありません。年間何回か募集をいたす。それから同時に隊員等もずいぶんその間に交代して参る。一方軍隊は御存じの通り一つの編成が大きき基準になる。編成というものがなくして軍隊の行動というものは困難でございます。そこに十七万一千五百名の編成を簡単に変えるわけにいかない、こういう点もございませう。そこに新しい建設部隊を増設せよという声にも応じまして、新しい建設部隊も作らなければならぬ。それだから編成をくずさないで、十七万一千五百名という編成定員を持ち、そこへ財政を勘案し募集状況を勘案して参るわけでありませう。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕
だから、八八%の充足率というのは平均の充足率でありますから、これがピーク時におきましてはもちろん御存じの通り九〇%をこえ、あるいは九五%に持っていく、こういうような方法も今後考えて参りたいと思うのであります。私どもとしては財政も許し、また募集状況も許し、同時に募集努力が実りますれば、やはりこの定員というものを限度として、自衛隊の編成を充実して参りたい、それによって自衛隊の正しい機能を發揮させて参りたい、こういう考え方でございませう。

○緒方委員 部隊編成上必要であるというところは、海原さんみずいぶん強調されておるように思うわけなんです。が、部隊の編成が必要だ、そのためにはこれだけの定数が必要だというのはあるならば、絶対欠かしてならない定員ではないかというふうには私は考えるわけです。この中に、具体的に言えば一個分隊を九名にするのか八名にするのか七名にするのか八名にするのかという議論の末、これは何名にしたかというところは言われておりませんが、この十七万一千五百名の人間が必要でありますというふうな説明をなさっておる。一個分隊が七名であろうと八名であろうと九名になろうとも、私はそれが満足されて満配された形で編成することこそが必要であって、部隊の数だけ作って中身は欠けておるというふうな編成の仕方は、まことに今日の部隊編成上軽率な編成ではないかというふうな考えのわけなんです。だから、たとえ二万の人間が埋まらなければ、十五万なら十五万を基準にして、部隊の編成をするというふうな形に部隊の編成を、そうして一個分隊でも一個中隊でもふやされる状態から作ってい

て、目的の部隊編成ができてから新しい部隊編成にかかるというのこそ、私は順を追った作業ではなからうかというふうな考えますが、その点の御見解を承りたい。

○海原政府委員 お答えいたします。確かに先生の御指摘のありますように、各単位の部隊が完全に充実いたしましたから、あらためて新しい部隊を作っていくということが理想的な姿であらうという御見解は、そのようにも考えられます。ただ私ども現実の自衛隊におきましては、それぞれの部隊につきまして、先般御説明申し上げましたように、部隊本来の任務のための定員であるとかあるいは装備であるとか、ないしはその定員を埋めるべき具体的な特技と申しますか、それぞれの特技を持った者を集めるわけでありませう。そういう点から事務的に検討いたして参りますと、やはり既存の編成をくずして新しい部隊を作り上げるということよりは、法律的に新しい定員のワケをいただまして、その範囲内でその部隊を確実に運営いたすことができまます。具体的な特技を持った人員を教育し充足していく、こういうことにしたいのだというのが、私どもの事務的な立場からの実はお願いであるわけでありませう。現実の欠員をかかえながら、このような法律上定員だけを増しても意味がないのではないかというお考えでございますが、私どもといたしましては、今申しましたような技術的な立場から、基準というものを法律上おきめただきまして、そこまで現実の充員を努力していくということが、私どもの

努力目標にもなるわけでございますし、かたがたそれ以上は充員しないという意味の制限をも同時に規定する、このように考えております。

○緒方委員 私はどうしても納得がいかない。これは理想的な部隊編成と言われましても、いかに理想的と言っても人間が来ないのです。集まらないうのでしよう。からっぽのものを何ぼ作ってみても仕方がないと思う。現在十七万の定員の中でも、現実には十五万程度しか人間はおらないわけですから、これでもって戦闘部隊まで編成をやつて、そしてあと二万人のワクの中で建設部隊が必要なら建設部隊を作つてもいいじゃないですか、そうでしょう。とにかく人間を集めるということがあなたの方の当面の重大な問題であつて、集め切れない。ワクをたくさんふやすことが私は能ではないだろうと思う。そういう意味で地についた仕事をしてもらわなければ、何かはつたり理想を追うような議案の提出をしてもらつては、はなはだ議会としては迷惑をしなければならぬ。できるならできる、何月までには充足させるだけの努力を伴う目標がありますというところが、あなたの方から出るならば、けつこうです。九月なら九月、十月なら十月にこの定数の問題がたとえ満配にならなくてもかまわない。よその官庁並みに三分とかあるいは五分とか、常識的な範囲の欠員の線にまで持ち込むことができるというあなたの確信があるならば、私は何もこれを追及しておるわけではございません。その点の確信はどうでしょう。

○海軍政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、部隊を編成いたして

参ります技術的な立場から申しますと、それぞれの基幹要員がその部隊の中核になるわけであります。それがそれなりの特技を持ちました幹部とか曹とか、これは昔の下士官でございますが、そういうものを基幹要員といたしまして教育いたします。これに所要の人員を配していくということ、部隊を形づくっていくことが一般的なやり方でございます。そこで現在約二万近くの欠員がありますが、もし何か有事のことがございまして現在予備自衛官が一万五千名でございます。この一万五千名の予備自衛官というものは、有事の際に自衛隊の中に入ってくる人として訓練も受けております。この人間を充當いたしまして、現在の編成の一応目的が達せられるというふうに考えております。

今後の充員の見通しでございますが、これは人事局長からも再々お答えいたしておりますように、現在まことに理想的な姿から見ますと、多数の欠員をかかえておることでございます。私どもは長官以下の御努力によりまして、来年の年度末には今年一年の努力の跡が多少なりとも認められるというふうな形になることを実は念願しております。法律上の定員の増員をお願いしております次第でございます。

○緒方委員 そういう答弁を繰り返していても何ら意味がない。こういう出された問題に対してくだるような気持で処理されるのでなくて、私はもう少し実際に部隊編成の再検討もやつて、かたがた議会からも指摘され、大蔵省からも変な形で押えられるようなことのないように、人員の充足に全力

をあげて一年間やってみる。その上でこの問題は一つ再検討してもらおうというふうに出ていただくのが、一番いいのじゃないかと考えるわけですが、何か先ほど私が御質問申しました陸上自衛隊は陸上自衛隊としての立場で――まだ国防会議の了承を得たわけではないけれども、陸上は陸上としての第二次五カ年計画に基づく一つの構想で、少しづつでも自衛官の員数の獲得をしていかなければならぬ、こういう建前があまりにも固執されておるといふふうに考えるわけですが、四十年には二十万の陸上自衛官を作ろうというあなたの方の御構想は、今から少しづつでもワクを広げておかなければいけないというところに、私は出発しておるのじゃないかと考えますが、その点はどうですか。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいました四十年に二十万という数字は私は承知いたしております。現実には第二次防衛力整備計画の過程におきまして、陸上自衛隊の定員と申しますか、部隊をどういうように作っていくかというところは、先ほど申し上げましたようにただいま私どもの手元で鋭意検討いたしておりますが、その過程におきましても四十年に二十万という数字は出て参っております。

○緒方委員 この問題についてはあとでまた専門家からそれぞれ突っ込んで御質問があるだろうと思ひますから、この問題はこれで一応終わらしていただきます。

次に防衛庁長官にちよつと新島の問題でお伺いしておきたい。今新島にミサイル射撃場を作り、射撃実験をしなければならぬのが、すでに科学技術

庁の方にでき上つておる。エリコンが二つ三つできておる。これをさっそくしなければならぬので、あそこへ急速に試験場を作ろうというところになっておるわけなんです。長官の説明の中に、あの実験は単なる試験であつて、弾頭は落下傘で回収するのだから、大した問題じゃないという御見解が出ておつたと思う。私も行つて見ました。が、なるほど今実験しようとしておるエリコンですが、これは弾頭を回収するものですか、これは弾頭の通りであります。今から実験をし日本で作していかうとするエリコンは、みなこれなんです。これ以外のものは実験しないのですか、その点一つお伺いしておきたいと思ふ。

○西村国務大臣 新島はおかげをもちましてやつと今のところ右翼を引き揚げ、オルグ団の数も減つて、村道の工事は順調に進んでおるようであります。あそこの実験が国民各位に大体御納得いただけるような線に落ちついたのは、今まで言われていたような基地ではございません。これは国会を通じて、必要に応じていかなる立場でも、制限をしてけつこうなんでありま

す。試験場であり実験場でございます。エリコンはスイスから入れましたミサイルで、これはただ試験のために一つですが、技術研究所に置いてあります。これから将来新島で扱おうというものは、エリコンのような外国から入れたものではございません。技術本部が試作したもので、これは弾頭はつけてません。言いかえればあそこへ持つていって弾頭――危険物はつけないうで発射をいたします。そして発射したものを落下傘をもつておろして海中で回収

して、これの内部の誘導の状況、つまり機械の内部の状況を調べる、こういうような試験に使うという趣旨でございます。今後あの新島は試験場と申します。実験場という立場でいたしたい、こういう考えでございます。

○緒方委員 お説のように今実験をしようとしておるのは、弾頭を全部回収するという形で実験をしようとしておるが、こういうミサイルというのは飛ばすだけの能じゃない。いつまでも回収するものだけの実験に終わつてみてもしょうがないのじゃないかと私は考える。やがてはこれに火薬を詰め、爆発力も同様に実験をしなければならぬ段階がある、私はこの判断をいたしますが、それはまた別のところ

でやるということなんですか。

○塚本政府委員 新島におきましては、弾頭に火薬を詰めて出すということとを考へておる。ただ弾頭の中に入れておる火薬の性能等は、もちろんほかのところの研究はいたすわけでありまして、その弾頭の中の火薬の性能を実験するというだけでありまして、新島でこれを発射しまして、爆発試験をするというふうなことは考へておる。

○緒方委員 私は火薬だけの爆発の実験をするというふうなことはなにも思ふのです。少なくとも今大きなミサイルは、原爆を積んで太平洋のまん中に打ち込んで、実験をしなければならぬという段階になつておる。そういう状態の中にミサイルに火薬を積めて、この新島だけではこれは回収する。火薬の実験は別な場所でするということになれば、また別に火薬を詰めた実験のミサイル実験場という

ものが必要になってくるわけなんです。そういうように考えるわけですか。

○塚本政府委員 弾頭に詰めました火薬の性能につきまして、その弾頭に詰めた場合の性能をどう試験するかというところは、もちろん別途に考えなければならぬだろうと思いますが、これは飛ばして爆発させるものではありませんで、新島等これを直接弾頭に火薬を詰めて発射試験するということは考えておりません。

○緒方委員 将来それをいわゆる海中に落下させて、その落下させた瞬間の爆発力とか、そういう影響力とかいうものの実験が必要になってくると私は想定いたしますが、そういうことは絶対にないとおあなたはおっしゃいますか。

○塚本政府委員 弾頭の中に火薬を詰めて、その弾頭が物に当たりました場合のいろいろの性能の実験、これは将来必要になってくるかと思ひますが、それをどこまでやるかということにつきましては、まだわれわれ考えておりません。

○緒方委員 それが今考えられておらないが、将来は考えなければならぬ。将来考へる場合に、これは新島が最も適当な場所だという結論になろうと私は思うのですが、その点はどうなんでしょうか。

○塚本政府委員 ミサイルに火薬を詰めた弾頭をつけて、実際の爆発試験をやるということは、新島では考えておりません。

○緒方委員 考えておらないという言葉は、将来そこへは絶対にしないという言葉に一つ訂正をしておいていただ

きたいと思うのです。考えてないということは、あそこはそんなことには使いませんということ、はっきりと明言をしておいていただきたいと私は希望いたします。

もう一つ、これは防衛庁長官にお伺いいたしますが、これは防衛庁長官の直接の責任かどうかは存じませんが、先ほどの御説明の中で、おかげをもちまして、右翼の諸君も引き揚げたとか言われておりましたが、何もこれはわれわれのおかげではないだろうかと思ひます。なぜかというならば、防衛庁の連絡所に常に右翼暴力団の諸君は出入りをして、かつそこを根拠にして行動しておったという事実を私は知っておりませんが、防衛庁の連絡所が右翼暴力団の巣くつであるということ、島内ではこれは見のがすことのできない事実になっておる。その点は一体どうしてそういうところ、これらのものを引き入れるのか、その点の一つ御説明をお伺いしたい。

○西村国務大臣 私はそういう防衛庁の者が右翼との連絡をとってどうというこの事実を聞いておりません。

○緒方委員 私は行って見て、いつもそのそばを通ってきたから申し上げるわけなんです。もちろんこれは民家を借り受けておるわけでありますが、防衛庁の連絡事務所ということになって、それは現地におけるところの産業開発研究会の議長のうちとか何とかいわれておりますが、その人がいわれるミサイル基地賛成派の一番巨頭でもある。そのうちいわゆる連絡事務所を持ち、そのうちには常に右翼の方々が出入りをして、常に行動しておったと

いうことは、私も目の前に見てお伺いしたわけなんですが、防衛庁長官が知らないというならばそれまででございますけれども、現地においては防衛庁の出入は、いわゆる連絡事務所は右翼のたまり場であつたという事実だけは、消すことのできない問題点として残つておると私は思ひます。長官が指令したのではなくて、下級の方においてこれらの人たちが幾多の連絡をとつたりしてやつたようなことがあつていただきたい、こういうことを希望しておきたいと思ひます。

いま一つは、新島のエリコンの実験は、火薬の爆発をしないということになれば、だいたい被害も減少してくるわけなんです。もしこれが火薬を海中爆発させるといふことになりますと、御承知のように現地は日本の三大漁場の一つでありまして、関東一帯に供給するところの蛋白質の原産地であります。多種多様な魚介のなんぞございしますが、一たんこういう海中音響というものが発生いたしますと、魚介類は雲散霧消してなくなつてしまふだろうということを憂えるわけでございします。

そのことは関東一帯の需要に対する一つの打撃でもありますと同時に、八丈島から式根島、幾多のその周辺の島嶼の住民並びに千葉県沿岸、神奈川県、静岡県、の沿岸の漁民の方々の生活権を圧迫することになるだろうと私は思ひますが、これに対する十分なる補償というものは御考慮なさつておるのかどうか、その点もお伺いしておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 私も水産関係の人たちとおつき合ひがあり、またいろいろ

な状況も意見を交換いたしておりますが、今回の試験は十キロないし二十キロ、しかもあれが落ちていくことによって、直ちに水産資源が雲散霧消するなんというところは、とうてい水産業者自体もあり得ない。ただしそれによつて出港制限、漁獲時間制限等はあるかもしれませんが、それによつて関東一帯の漁場が全部なくなつてしまふとか、魚が将来逃げてしまふ、そういうような心配はない。むしろこういう見方を水産業者の中でも持つておるくらいであります。

○緒方委員 時間も相当過ぎましたので、調達庁関係をお伺いしたいと思ひます。次にやつていただきたいと思います。今長官からも言われましたように、現地におきましては、この実験場が将来ミサイルの基地に転化はしないかという一つの危惧を持つており、もし実験が年を経、時間を経るに従つて火薬爆発になってきはしないかという一つの憂いを持つておる。その中から民衆の圧迫というものが非常に危惧されておるわけですが、これに対して、もしそういう住民に生活上の困窮な状態が起こつた場合は、十分な補償の処置は講じていただきたい、こう考へて、一応きよりの質問は終わりたいと思ひます。

○久野委員長 両案についての残余の質疑は次会に譲ることといたします。次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十分散会

内閣委員会議録第十八号中正誤

ペシ段	行	誤	正
一二	四月本		日本
三三	三三	行政部局	行政部局
五三	一九	尾久島	尾久島
五三	末二	蓄産	畜産
四	二	種蓄	種畜
五	三	蓄産	畜産
九三	八	岩本説明員	岩元政府委員
九三	元	参とる	参ると
二五	三	岩元説明員	岩元政府委員
二五	二	こ、れこそ	これこそ